

2024（R6）年度

社会福祉法人あしたばの会

たんぽぽ保育園

園のしおり

本園、しんはな分園、一時保育ばんび





園のしおり 目次

1、社会福祉法人あしたばの会 2024（R6）年度 事業計画	・・・ 1
2、ご意見・要望（苦情等）の解決のための仕組み	・・・ 7
3、児童憲章・児童福祉法・子どもの権利条約	・・・ 8
4、保育について	・・・ 11
5、たんぽぽ保育園 保健のしおり	・・・ 22
6、たんぽぽ保育園 給食のしおり	・・・ 33
7、安全・危機管理マニュアル	・・・ 36
①乳幼児の発達と事故	・・・ 37
②防火・防災計画	・・・ 51
8、社会福祉法人あしたばの会 個人情報管理規定	・・・ 64
9、たんぽぽ保育園「本園・分園」年間行事、文化行事計画	・・・ 69
10、園からのお願い	・・・ 72



(「法人」令和6年度 事業計画)

社会福祉法人「あしたばの会」のあゆみ

(たんぽぽ保育園・しんはな分園・一時保育)

<設立の経緯・趣旨と事業内容>

当園は1978年(昭和53年)4月1日より、社会福祉法人「あしたばの会」初代：佐治守夫(東大教育学部教授)理事長が設立・経営する「たんぽぽ保育園」として開園されました。

(2代：井上健治・3代：菅原良次・4代：西住裕文)

その前史は、1964年2月3日東大病院に勤務する看護師が結婚・出産しても働き続けられることを願い、園児1名、保育士1名の「無認可」で発足した「東大保育所」です。その後、第一次石油ショックと日本全体の経済(財政)危機の影響を受け、経営が困難になり無認可保育所を解散。東京大学・東京大学病院の理解と協力により設立委員会を設置し、土地と建物(旧園舎)を文科省(旧文部省)・財務省(旧大蔵省関東財務局)の無償貸与を受け、「東大に勤務する教職員・大多数の看護師・生協職員・大学院生・東大に関係する組合」の取組み、支援を受け「法人」あしたばの会が経営するたんぽぽ保育園に引き継がれました。その後の事業展開は「下記」を参照してください。

<法人・園の設立目的>

- ① 働く女性の就労を支援する。
- ② 産休明けから就学前までの「保育・教育」を実施する。
- ③ 「研究・教育・医療」活動を理解し、協力する。
- ④ 子どもたちの健やかな成長・発達の保障、そのための保育条件・環境の向上を目指す。
- ⑤ この地域における保育を必要とする児童の保育と福祉の増進に貢献する。

<事業目的と事業の内容>

(1) 事業の目的

- ① 乳幼児の「保育と教育」活動
- ② 保育を必要とする子どもの社会的福祉活動
- ③ 事業の内容

- ・昭和58年3月 新しく現園舎に増改築し、定員を80名→108名(365平方メートル→685平方メートル)、法人化(認可)直前の定員は約60名規模)
- ・昭和63年9月 延長保育ー19時15分まで開始
- ・平成12年4月 一時保育(バンビ)開始
- ・平成14年 目白台緊急一時保育開始。平成18年、区の都合により移管)
- ・平成14年4月 ゆしま分園創設(0歳6名、1歳6名、2歳7名ー計19名)
- ・平成21年7月 子育て支援「すくすくひろば」開始(自主事業)
- ・平成22年4月 ほんごう分園創設(1歳6名、2歳7名、3歳7名ー計20名)

- ・平成 24 年 9 月 しんはな分園創設（3 歳 4 名、4 歳 10 名、5 歳 10 名—計 24 名）
- ・平成 28 年 4 月 こととい分園創設（1 歳 7 名、2 歳 9 名、3 歳 12 名—計 28 名）
- ・令和 2 年 11 月 しんはな分園 1 階部分増員、定員（3, 4, 5 歳児各 12 名定員—計 36 名）
2 階部分増員、定員（4 歳 19 名、5 歳 19 名—計 38 名）
- ・令和 4 年 4 月 ゆしま分園廃園 しんはな分園へ統合
（0 歳 6 名、1 歳 9 名、2 歳 11 名、3 歳 12 名、4 歳 14 名、5 歳 14 名—計 66 名）
- ・令和 5 年 3 月 ほんごう分園廃園
- ・令和 5 年 9 月 こととい分園廃園

1. 経営と運営に関する法人の「考え（理念）」

- ①児童憲章、児童福祉法、学校教育法の理念に基づくと共に、子ども権利条約に掲げられる子どもたちの「最善の利益」が保障されるよう努力する。
- ②社会福祉法人あしたばの会運営と経営は、平成 29 年度からスタートした社会福祉制度改革に伴う新定款に基づいて進め、同時に社会福祉法・労働基準法、就業規則等「制度・規則」を遵守し、透明性のある社会的・公的事業であることを基本に推進する。
- ③「保育所保育指針・幼稚園教育要領」等に基づき、外部研修への積極的派遣と講師を招いての研修を行う。
- ④日本の保育園、幼稚園で長年進められてきている「一斉保育」を見直し、乳児期は生活を中心に担当制を取り入れ、（平成 26 年 11 月から）たんぼぼ保育園の「保育と教育」＝子ども達一人ひとりの意欲と考えを尊重した「主体性、自主性」の育ちを培う、就学前に大切な「生きる力、生活力、豊かな心、社会性、多様な能力、文化力」等の基礎を育む「保育と教育」を進める。
- ⑤園と利用者が連携し、地域社会の理解と支援、協力を得て共に育てる保育を推進する。
- ⑥子どもの心身の健やかな発達には、「豊かな環境の保障」と「職員の専門性」《注》の向上が不可欠であり、そのためにも「明るく、安心して」働ける保育園を目指す。
《注》専門性の基本は①子ども一人ひとり（個）の「心と気持ち」（何を求め、何をやりたいか等）を理解する力 ②子どもの月齢・年齢別の成長、発達を理解し、それらに対応する保育士の能力（総合的力量）（創造力・感性・保育力、技術・博物力）
- ⑦たんぼぼ保育園における「本園・分園」の「経営・運営」と「保育・教育」は協同活動、交流、協力を基本に質の向上と一体的に進める。
- ⑧子ども達が国内外の文化を理解、経験できる機会をつくる。（国外の食事等を通して意識的に触れる機会をつくるよう心がける。）

2. 「養護・保育・教育」を概念的に総合的に捉える

- ①養護とは、「いのち」の大切さを基本に「生活習慣（食事、睡眠、排泄、着脱等）感受性・感性」等、生命の維持、尊厳に直接つながる非認知能力（共感、信頼、自己肯定感）等を大切にする。
- ③教育とは、子ども達の豊かな心身の成長、発達に添い、小学生から社会人を見通し、自分で考え行動できる「多様な能力・技能」等の基礎を総合的に育み、向上を促す—「知力・運動・社会性・規範・自尊心・言語力（コミュニケーション）・文字、数」等を基本に、この3点は乳児期から幼

児期、就学前に向け総合に捉え、育むことが大切と考える。

- ②保育とは、①、③を総合的に含み、子ども権利条約や児童福祉法が目指す全ての子ども達に区別、差別をせず、平等な福祉を保障されるよう努力することである。

3. 「保育・教育」の理念とめざす「子ども像」

- 1) 理念を大切に「保育・教育」が保障された子ども
 - ①人としての情緒・感性・豊かな心・様々な能力と社会性、自尊・他尊感情を育て、その基礎が培われた子ども。
 - ②自主性、主体性を大切に自尊・他尊感情、自分で判断し、自分を主張できる力と友だちと協力し合える心を持った子ども。
 - ③夢と希望、豊かな想像力が育まれる「生活と遊び」を保障され、発達に見合った心身の能力の基礎が育てられた子ども。
- 2) 幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿（保育指針）
 - 健康な心と身体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり
 - 思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量・図形、文字等への関心・感覚
 - 言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現
- 3) 園が目指す具体的な「保育と教育」により、人としての基礎を育てる5つの目標
 - ①生活する力（生活習慣・自立（律）・自尊心・希望）
 - ②生きる力（食事・健康・運動・自信・希望）
 - ③知的力（感受性・考える・言葉・創造力・多様な能力・技能）
 - ④社会性のある力（規範・ルール・コミュニケーション・社会性）
 - ⑤文化の力（生活様式・食事・音楽・遊び・言語・しつけ・行事）
- 4) 園が目指す「5つの子ども像」と（上記1, 2を基本に）
 - ①健康で明るく元気に遊べる子ども
 - ②良く見て、聞いて、考えて行動できる子ども
 - ③いろいろと自分を豊かに表現できる子ども
 - ④自分も友だちも大切にできる子ども
 - ⑤命を大切にできる子ども

4. 「保育・教育」事業の具体的考え

< 1) 保育・教育事業について >

- ① 保育をめぐる全体的状況、多様なニーズに対して積極的に対応し、継続する。
- ② 感染症予防を基本に「衛生・安全・管理」の徹底、情報の収集、地域、利用者、職員の協力を強化する。
- ③ 乳幼児の保育・教育の前進に向け「5つの園目標」と保育指針「10の姿」
「主体性、社会性、健康な体づくり」を育むため「計画・実践・反省」基本に積極的に推進する。
- ④ 目標とする理念、保育、子どもの姿、その実現を目指す保育環境を見直し、課題を明確にし、恒

常的改善に努める。

- ⑤職員のスキルアップと保育・教育の向上のため自己研修を奨励し、園内外の研修と職員間、クラス間等のコミュニケーション力の強化を図る。
- ⑥保健関係も命・安全・安心を基本に「感染症、衛生管理、アレルギー等」について常に何が大切か課題を明確にし、計画的に取り組む。
- ⑦給食関係も命・安全・安心を基本に「アレルギー、食の安全、衛生管理等」について常に何が求められているのかを意識し、何が大切か課題を明確にして計画的に取り組む。

今年度の運営・「保育と教育」等の活動計画

- ①利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園（本園・分園）の運営を行う。
- ②子育て家庭が信頼し、安心して子どもを預けられる保育（園）を目指す。
- ③保育制度及び諸基準を基本に本園・分園における「教育・保育」条件及び保育環境の整備、充実に努力する。
- ④「生活と遊び」の充実、子ども一人ひとりを大切にしたい主体性を重んじ、自立（律）・思いやり・責任感・他児との関係・社会性を育てる保育をすすめる。その方法として、乳児クラスは保育活動の中で非認知能力を育てるため担当制を基本に「一人遊び、構成遊び、コーナー、グループ、異年齢、縦割り、混合、集団（協同）」遊びを柔軟に取り入れていく。
- ⑤保育園周辺の恵まれた地域環境の中で太陽と自然に触れ、四季折々を利用し、感性・情緒及び体力、知力、表現力等豊かな子どもを育てる。
- ⑥自尊・他尊感情、自立を育てる「いのち」「豊かな心」（感性、情緒）「人間関係」「社会との関わり」を大切にする保育を推進する。
- ⑦身体を思いっきり動かし、健康で明るく生きていく力をもった子どもに育てる保育を推進する。
- ⑧園生活と遊びの中で事故と怪我を防ぎ、子ども達の命を守る安全保育に努める。
- ⑨子ども達の健康と生命を守る為、衛生管理を大切にする保健活動の取組み。
- ⑩日本の食文化を大切に子どもの健康・安全（アレルギー食）に配慮し、食育の重要性を踏まえた手作り給食を保障する。
- ⑪生活・遊び・行事・給食（食育）等を通じ様々な文化（日本、海外）に触れる機会をつくり、子ども達の理解が広まるようにする。

‘24年度「社福法人」たんぽぽ保育園の事業計画

< 1. 具体的事業概要 >

1) 「法人」運営・保育事業計画

(1) 概要

法人名 社会福祉法人 あしたばの会
設立 昭和53年4月1日
所在地 東京都文京区本郷7-3-1
電話番号 03-3812-4091
FAX番号 03-3812-6496
理事長 西住 裕文
園長 櫻井 ひとみ（‘22年4月1日より）

(2) 事業園（定員174名）

①たんぽぽ保育園（本園）定員108名（定員 - 0歳児18名・1歳児18名・2歳児18名
3歳児18名・4歳児・18名・5歳児18名）

②分園事業（湯島小・しんはな公園隣り）

・しんはな分園1階（定員 - 0歳児6名・1歳児9名・2歳児11名）

2階（定員 - 3歳児12名・4歳児・14名・5歳児14名 計66名）

④ 一時保育事業

・一時保育（ばんび）定員6名（本園隣接）

(3) 職員配置と構成—国・東京都・文京区基準（0歳—3対1・1歳—6対1・2歳—6対1
3歳—15対1・4、5歳—25対1）

園長・主任・副主任・保育士・看護師・栄養士・調理師・事務員・用務員

(4) 保育時間

①開園時間 7:15～19:15

②時間保育 7:15～18:15

・延長保育 18:16～19:15

・短時間保育 9:00～16:30

(5) 保育園の休日

・日曜日・祝祭日

・年末年始 12月29日～1月3日（29日・30日の年末特別保育あり）

* 29日、30日が土曜日に当たる場合は実施無し。

2) ホームページについて

・本園のホームページをご覧ください。

・外部の方に園の様子を閲覧していただけるよう、行事写真を掲載しています。

（個人が特定できないよう加工させていただいています）

ホームページアドレス：<http://www.ashitaba-tanpopo.com/pc/index.html>

< 2. 「保育・教育」及び地域子育て支援活動計画 >

1) 保育と教育

- (1) 保育園（本園・各分園）の定員と4月1日の実人員・・・「上記」事業概要参照
- (2) 保育時間－1日8時間を基本とし11時間保育、短時間保育（9時00分～16時30分）
- (3) 生後6週から産休保育
- (4) 年末保育（12月29日・30日）一年末の保育ニーズに応え自主事業として実施
- (5) 延長保育－1時間の実施（18時16分～19時15分）

2) 運営と役割・担当（別紙）

- (1) 保育園の日常的な管理と運営は「運営会議」（2週に1回）（構成員－園長、分園長、主任、副主任）で行う。「リーダー会議」（月1回）、「職員会議」（月1回）、「乳・幼児会議」（各月1回）「クラス・栄養士会議（給食担当職員会議）」（各月1回）等を通じ行う。その具体的運営は、諸会議を基に保育の質向上を目指し「実践・反省・考察・計画」を大切にする。
- (2) 「年間各行事担当者」、「保健・衛生委員会」、「防災・危機管理委員会」、「ホームページ担当委員」等のプロジェクト会議の位置づけ、担当者（メンバー）を4月上旬までに決定し、夫々の計画・方針を検討する。

3) 地域・子育て家庭を支援

- (1) 一時保育事業の実施（8時30分～17時30分）
 - ・一時的に、保育園や幼稚園などに在籍していない乳児（8か月～2歳）のお子さんを積極的にお預かりする。
 - ・子育て相談に応え、利用者の子育てを支援し、保育園への理解を深めていく。
 - ・料金－1日4,000円・半日2,000円＋「給食代250円＋おやつ代100円」
- (2) 子育て支援「すくすくひろば」
 - ・個々の家庭や地域住民のニーズに積極的に応え、家庭での子育て支援を目的として取り組んでいる。
- (3) 保育室で10時から11時頃まで保育見学、体験を通し子育てや病気、離乳食、言葉かけ、遊ばせ方、遊具等についての相談・支援を行う。
- (4) 今年度、引き続き計画し取り組んでいく。
 - ①他保育園に呼びかけ、当園の主体性・自主性を育てる乳児保育中心の公開保育（見学の受け入れ）
- (5) 地域福祉貢献への取り組み
 - ①地域で取り組んでいる「家庭で読み終わった書籍」の回収に協力していく。（地域公益活動ネットワークの一環として夢の本箱プロジェクトに参加）
 - ②地域・福祉支援活動

4) 「教育・保育」（養護）の質の向上を目指す

子どもの「成長・発達」について法人・園の全体計画を踏まえた指導計画の作成（年間、月、週等の保育計画・行事計画）4月改正、5月に発表する。

- (1) 園内・園外研修を計画的かつ積極的に行う。
- (2) 当園が取り組んでいる、子ども一人ひとりの「主体性・自主性」を尊重し保障する「環境」の整備・充実と職員のスキルアップ、専門性の向上を目指す「保育と教育」の継続。乳児期

- の担当制が定着する中で幼児期の保育と教育の「内容・方法」の有り方、基礎づくりに大きく影響し幼児期に目指す子どもの姿へのつながりが見えてきており、更なる前進に努力する。
- (3) 分園においてもその特徴を活かし、「上記」(1、2)の課題を基本に縦割り保育を無理なく、積極的に推進する。
 - (4) 園の方針・計画を向上させるために「職員、クラス、分園」間の課題について保育士間で共有し、保護者の理解と協力を得ながら進める。
 - (5) 子ども達の主体性と自尊心、人格を尊重した「教育・保育・養護」と社会性を育てる具体的な保育内容は、園の「理念」・「推進方針」と「園目標」を基に「教育・保育」の全体計画と指導計画)及び幼児では「課業」を重視し、各年齢に応じた年間計画・月指導計画・週計画・個人計画を作成する。なお、計画は4月に作成し、5月連休明けに開かれる懇談会等を通じて保護者にも説明する。
 - (6) 保健活動は衛生管理を徹底し、病気・食中毒等の発生を防ぐ。子ども達の健康管理については、健康診断を通じ嘱託医師の助言、指導を積極的に受ける。
 - (7) 事故・怪我等の発生を防ぐため「散歩・園内(クラス)・園庭・屋上」の危険箇所の点検、見直しと安全保育を徹底する。
 - (8) 心身に援助を必要とする子ども達への援助と対応については月1回から2回職員間での情報交換を行い、職員間で状況を共有し対応していく。状況によっては区の「家庭支援センター」「教育センター」へ連絡・相談し、助言、指導を積極的に仰ぐ。
 - (9) 日々の保育活動と連携し、食育の大切さを子どもや保護者に理解してもらえるよう給食献立(便り)を通し啓蒙していく。また、子ども達が自分達で栽培した屋上の「ミニ畑」の野菜を食べることにより、好き嫌いを減らし、食事の大切さを理解し食文化も伝えていく。今年度も献立に他国の「食」を取り入れ子ども達が食文化を知る機会をつくる。
 - (10) 文化行事を計画し、実際に見聞きしたり触れたりする機会をつくり、五感で楽しめるようにする。
 - (11) 職員の公共(益)の意識、保育と教育への意識の強化を図るため研修会を企画する。

5) 食育を基本とする給食(年間給食計画、行事)

- (1) 屋上の「ミニ畑」での野菜栽培や調理活動、食材の話、マナー等を通じ食事の大切さを文化として子ども達に伝え、理解の向上を図ることで食べられる物の幅を広げていくと共に、好き嫌いもなくすようにしていく。
- (2) 保護者にも食育(食事)の大切さを園だより(クラス・給食だより等)で伝え、「園・子ども達・保護者」と一緒に協力できるように努力する。
- (3) 給食室関係の衛生管理、食品管理を徹底する。
- (4) 食品添加物をできるだけ控え、季節の食材を取り入れながら手作りを基本に子ども達の栄養管理と健康な体作り、医師の診断書に基づくアレルギーへの徹底した対応とリーダー会議での献立チェック、研修の強化。また、職員全体で情報を共有・確認し、配膳時の誤食を防ぐ。咀嚼力を育てる為、おやつにスルメや小魚を取り入れている。
- (5) 献立で計画的に他の国の食文化に触れる機会を設ける。

※食育基本法に基づいて、食育計画(別計画)を作成、調理活動(年間計画計画)を定める。

6) 保健計画（年間計画）

- (1) 保育園における保健活動（看護師の業務）は、子ども達の健康管理と病気・けがの予防が基本業務であり、衛生管理、危険個所の点検、即改善（KYT）、視診を本園、分園を含め積極的に行う。そのために嘱託医師、保健所と連絡を取り、協力を得る。
- (2) 感染症・病気・怪我を未然に防ぐため、情報収集と早期発見に努め、文京区サーベイ・ランズや掲示・お知らせ・保健だよりを活用し、早期の伝達に努める。
- (2) 健康診断（0歳児－毎月、1歳以上一年4回）、乳幼児突然死防止チェック（0歳児－5分、1歳児－10分、2歳児以上－15分間隔）、歯科健診、歯科衛生士による歯磨き指導（4歳以上年1回）、蟯虫検査3歳以上（年1回）、プール水質検査、定期的害虫駆除
- (4) 職員の健康診断（年1回）、AED（年2回練習）、エピペンの講習
- (5) 本園、分園、給食室等の計画的な害虫駆除の実施

7) 保育・教育の向上をめざした研修（年間計画と方針）

- (1) 「新保育所保育指針・連携型認定子ども園教育要領への理解を深める為、外部講師を招いての研修計画を立てる。
 - ・法人（あしたばの会）の「理念、保育の考え」と具体的保育計画・実践との関連の研修
 - ・令和5年8月に実施された「第三者評価＝保護者・職員評価・要望」における要望に提出された内容を見直し、反省を踏まえ更なる保育の充実向上に活用していく。
- (2) 子ども一人ひとりの自主性・主体性（自分で考え、判断する力、社会性など）を育む保育の定着と向上を目指し、研修を強化する。
- (3) 研修担当者を決め外部、他園の施設見学及び外部講師を招いて園内研修を行い、学んできた保育を職員全体で共有する為の研修報告会を行う。また、年間の研修計画を作成する。保育レベルの向上を目指し、職員1人ひとりの専門性、スキルを高めるため、自己評価と要望（アンケート）を基に園内・園外研修を充実させ（年間計画）、自己研修計画（年間計画）を今年度実施する。
- (4) 心身の育ちに援助を必要とする子どもについてリーダー会議、職員会議、個別の会議における情報、意見交換を定期的に行い研修を計画、情報・課題についての共有化を図る。
- (5) 地域活動、家庭への支援等に尽力できるよう、カウンセリング・ソーシャルワーク等の研修を取り入れる。
- (6) 継続して講師を招き、保育士のピアノ研修を毎週1回行い、日々のリズム、歌等の向上につなげていく。（情緒・表現活動）
- (7) 園内研修及び講師を招いての研修を実施し、人権に関する意識向上を図る。

8) 教材・保育環境の充実

- (1) 子ども達の年齢（月齢）に応じた成長・発達を促し、感性や知的発達へつなげていく。安全で良質な遊具・教材・教具・絵本を整える。
- (2) 子ども達の主体性・自主性を尊重した保育活動の向上を目指し、講師を招いて協同遊び、コーナー、グループ保育を重要視する為、それに対応した遊具・教材の研究・研修を計画する。
- (3) 園周辺環境・四季の変化（東大構内、上野公園、切り通し公園、上野動物園、岩崎邸、湯島神社等）を活用し、園外活動を行う。（月の保育計画では特に意識する。）
- (4) 2階廊下の棚に乳児・幼児用の「絵本、図書」を仮称「夢（バク）の文庫」として設置。
- (5) 遊具、教材等の使用、遊びを通して「もの」を大切に作る心を育てる。

9) 災害対策と「衛生・安全」管理（年間計画）

- (1) 「3・11東日本大地震」の経験を活かし、メーリングリストや防災頭巾、非常食備蓄の点検整備を行う。本園・しんはな分園の避難方法と場所等について、方針と計画内容を具体化する。文京区内の「災害マップ」を活用し、職員間で確認し合い、子ども達と話し合う場を設ける。
- (2) 毎月初期消火訓練と避難訓練、9月に保護者の園児「お迎え訓練」を実施する。
- (3) 消防自主点検（主に火元・電気・廊下）を行う。
- (4) 本園・分園、各クラスを点検の上、家具転倒防止対策を行う。
- (5) 業者による給食運搬用昇降機の点検を行う。（月1回）
- (6) 消防用設備等の点検を年2回行い、防災器具・非常食の備蓄を充実させる。
- (7) 緊急用AEDの設置（しんはな分園含む）
- (8) 防災計画の作成と職員の防災意識の向上を図る研修計画を検討し、実施する。
- (9) 緊急連絡などに使用する「はい、チーズ!」の新入園児保護者の登録と、在園児の変更登録を行う。
- (10) 正門（公道側）裏門（東大側）の開錠をテンキー方式に切り替え。
- (11) 危機・安全管理のマニュアルの見直しと、検討を計画する。

10) 保護者との協力・共に育ちあう「保育と教育」

- (1) 必要に応じて個別に保護者面談を行う。
- (2) 4月に保育計画を作成し、5月の懇談会で説明を行う。懇談会は春と冬、秋には保育参観を行い、保育への関心を高め、保育園と保護者が共に協力し、子育てすることの大切さへの理解を深める。（行事予定参照）
- (3) 園だより・「はい、チーズ!連絡ノート」を通じ、日常の保育活動と保育園での子ども達の様子・保育関連の情報（動きや状況）を積極的に保護者・地域に伝える。
- (4) ホームページ、外の掲示板を活用し、園での子ども達の様子と保育事業・保育活動の内容を地域に広め、保育への理解を深めるよう努力する。

11) 小・中学校との連携活動について

- (1) 卒園児を励ます会（5月）と交流会（8月）を行う。
- (2) 小・中学生等の体験学習、ボランティア等を積極的に受け入れる。
- (3) 学校行事参加と学校見学、小学生（卒園児）との交流を図る。
- (4) 卒園児が学校生活をスムーズに送れるよう、「保・小の連携」を深めるため、要録等の小学校へ提出に協力する。その場合、プライバシーに配慮する。

12) 世代間・地域とのつながり（行事計画）

- (1) 保護者(会)主催のバーベキュー・餅つき大会等を通し、保護者・卒園児童等との懇親・交流を深める。
- (2) 9月に「祖父母への感謝の会」を行う。（5歳児）
- (3) 地域の伝統的祭りへの参加と交流を計画する。（本園・しんはな分園）

13) 大学・短大等の研究・調査並びに保育実習への協力

- (1) 慶応大学看護学部生の1人3日間、健常児職場実習に継続協力する。
- (2) 保育実習生の受け入れを積極的にする。学生の体験保育、研修（研究）への協力。

＜ 3. 第3者評価について＞

これまで利用者評価を含め保育に対する評価を実施し、保育等の見直しを行ってきた。定期的な受審を継続し、質の向上を図っていく。(令和の実績：令和2年、令和5年)

＜ 4. 苦情、意見・要望箱の処理について＞

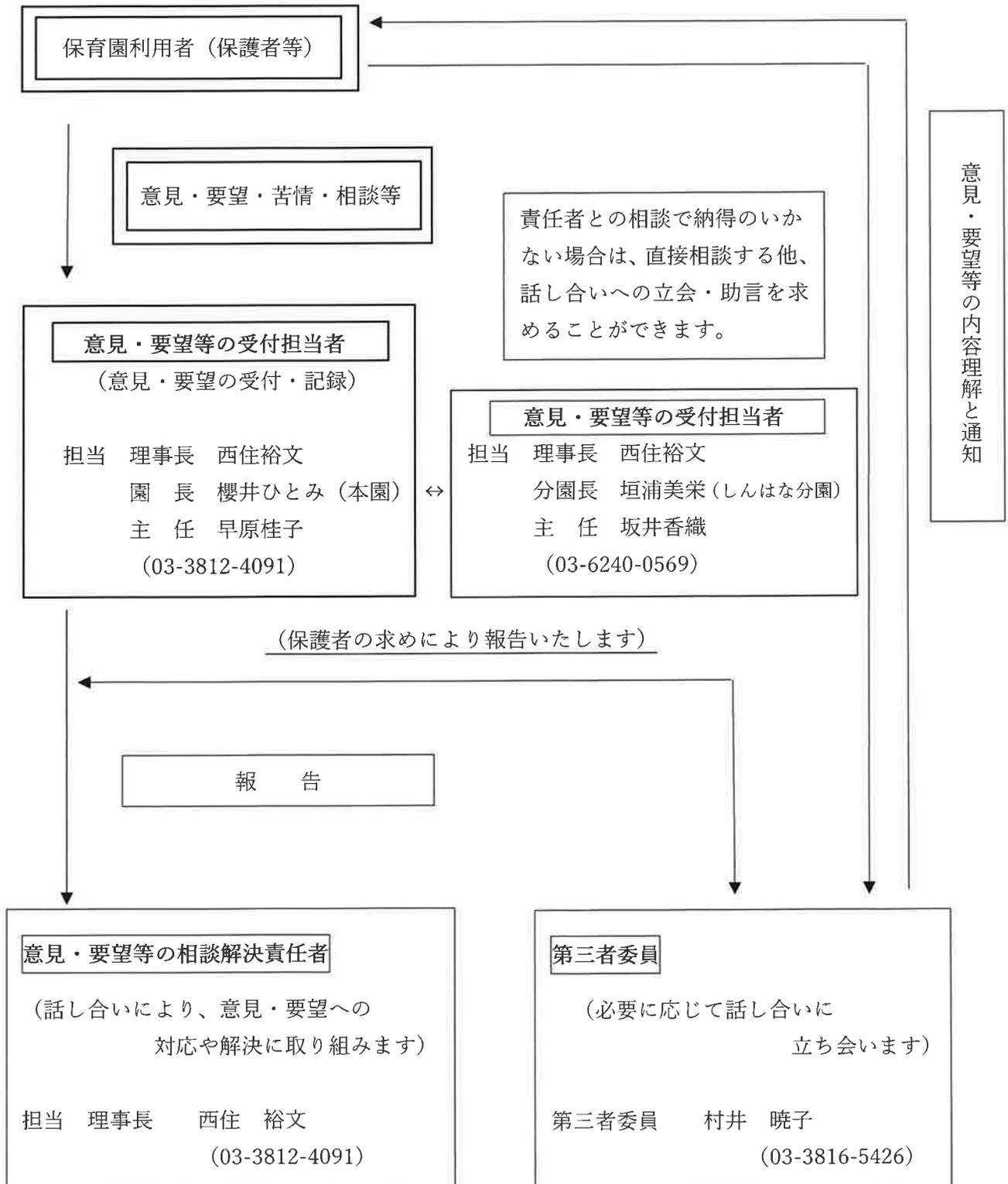
苦情処理担当の掲示と「意見・要望箱」の設置は本園、しんはな分園共に継続する。なお、月1回定期的に箱のチェックを行い、直接的苦情も含めて整理しまとめ、即検討し対応する。(年度中間の8月・11月・3月にまとめる。)

＜ 5. 職員の職場環境と職員処遇、厚生事業＞

- (1) 本園・しんはな分園、一時保育（バンビ）の運営及び保育を計画的に連携させ、一体的に行う。分園と一時保育について、分園は小規模・ワンフロアで環境等の良さを活かした計画の策定に力を入れていく。一時保育は問い合わせ、申し込みに積極的に対応していく。希望理由は「就労の他、保育園の入所待ち、家族の病気、研究、リフレッシュ」等、多岐に渡っているのでニーズに応えられるよう努力していく。
- (2) 「国・東京都」の改善に合わせ、「職員・非常勤職員」等の職員体制の確保・充実、処遇改善と賞与の引き上げ改善を検討。具体的には東京都社会福祉協議会の「職員給与表」を参考に定期昇給を実施する。給与改善については、国・東京都の方針決定を踏まえ実施する。
*パート職員については、雇用時の「契約・日数・時間・単価」
- (3) 就業規則を現状と労働基準法・国、東京都の動きを踏まえて見直し、働き甲斐のある明るい職場をめざし、諸規則の徹底を図る。

ご意見・ご要望（苦情等）の解決のための仕組み 「相談・解決の進め方」

社会福祉法人あしたばの会



児童憲章

制定日：昭和26年5月5日

制定者：児童憲章制定会議（内閣総理大臣により召集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

たんぽぽ保育園

児童福祉法

第一章 総則

〔児童の福祉を保障するための原理〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔児童育成の責任〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔原理の尊重〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障する為の原理であり、この原理は、全て児童に関する法令の施工にあたって、常に尊重されなければならない。

第一章 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらのもののおかれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり、または適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号にあげる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援にかかる業務を適切に行わなければならない。

②都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な業務として第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託または入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

③国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適切かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

たんぽぽ保育園

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第21回国連総会で採択・1976年発効）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

『子どもの権利条約』 ～4つの柱～

○生きる権利

子ども達は健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

○守られる権利

子ども達は、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

○育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

○参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

たんぽぽ保育園

保育



たんぽぽ保育園の保育で大切にしていること・・・一人ひとり大切に、自主性を育てる

乳児期に育てたいこと

- 基本的な生活習慣を身につける
- 年齢相応の判断力（状況を判断する力）
- 主体的に行動する力
- 様々なことに興味をもつ力
- 自ら問題を解決しようとする力
- 発達全般にわたる全ての基本的な能力
- 基本的な情緒の安定

0歳児・・・一日の流れを教え、大人との基本的信頼感を確立する。

1歳児・・・一日の流れの内容がわかり、具体的な技術が身につくようにする。探索活動を保障し、見守っていく。

2歳児・・・0歳児、1歳児の両方が確立するようにし、自我の育ちを受け止めていく。

☆一人ひとりにしっかり向き合うことで十分にやってもらったから今度は自分のことを自分でやってみようと3, 4, 5歳児へとつながり自立していけるように関わっていきます。

① 育児担当制

生活面を通して丁寧にに関わり、自分を大切にしてくれると感じるように。

② 日課作り（一斉で動くのではなく、流れる保育）

個々の生活リズム、子どものペースを大切にし十分に遊べる時間を保障するために。

③ 遊びの環境を整える

年齢、発達に合ったおもちゃを揃え、自分で遊びを考え、選んで決めること、集中して遊べるように。

幼児期に育てたいこと

- 生活習慣をしっかり身につけること
- 様々な基本的な活動をきちんと、丁寧に行うこと

- 3歳児・・・自立心を育む
- 4歳児・・・自発性や意欲を育てる
- 5歳児・・・主体性と社会性を育てる

保育園と小学校のちがい

- 行動範囲が広がる
- 先生が常にいるわけではない
- 子どもだけで過ごす時間が増える
- 言葉での説明、指導が多くなる
- より広いテーマ、言葉と接することになる

☆子どもたちが感じる「なぜ?」「どうして?」の疑問を一緒に考え、実体験を積み重ねていけるようにしていきます。子ども自身に気付かせる言葉かけをしていき、自分で考え判断できる力を育てたいと考えています。

- 散歩、日常生活の中で・・・自分たちの住んでいる環境、数、自然、働く人、乗り物などに目をむけられるように。
- 音楽・・・歌、合奏、わらべうたなどを通してリズム、拍を知る。
- 散歩、園庭、屋上、ホール・・・巧技台での体育あそび、体操など身体を使って遊ぶ。
- 制作・・・描画、工作などから様々な素材や用具を知り、イメージしたり工夫したりして作る楽しさを味わう。
- 集団遊び・・・ルールの決まりや必要性を分かって遊び友だちと遊ぶ楽しさを知る。
- 表現・・・劇遊びや読み聞かせのイメージを広げ想像したり、演じたりして楽しむ。



各年齢で大切にしたいこと

0歳児 ☆0歳児で大切にしたいこと・・・基本的信頼感・安定感を確立する

首が座り、ハイハイができるようになると一気に世界は広がり興味も広がるこの時期。ここで大切にしたいのが手指をたくさん使って遊ぶこと！興味を持ったものに触ったりすることで知力が育ち、脳の発達、身体の発達も促します。

砂・土・水に触れながら全身を使って遊んでいます☆ また、食事は保育者が一対一で介助しながらも子どもたちの食べる意欲を育てています。そして、ハイハイができるようになると、ついつい早くアンヨしてほしい！と思いがちですが、ここは楽しみな気持ちをぐっとこらえます。アンヨをするための身体作りやバランス感覚、丈夫な足腰をハイハイで作っていくので、ハイハイの時期を大切にしてくださいね♪

1歳児 ☆1歳児で大切にしたいこと・・・探索活動を保障し見守る

この時期は自我が芽生える大切な時期です。だんだん「自分で！」などの気持ちも芽生えてきます。イヤイヤもこの成長の一つ。自分の思いと違う思いがあることに気づき、その中で子どもたちは葛藤していきます。難しいな、と感じることが多くなるかもしれませんが、「自分でなんて無理」「どうして言うことを聞いてくれないの」なんて思わずに、「自分で」という子に対してはその意欲を大切に、さりげなく手伝っています。自分でできた喜びを一緒に味わい、たっぷり褒めて自信、意欲へとつなげています☆イヤイヤに対しては、気持ちを立て直すきっかけをわかりやすい言葉で話しながら作ってあげ、気持ちを立て直す力をつけていきましょう。

2歳児 ☆2歳児で大切にしたいこと・・・自我の育ちを受け止める

この時期の子どもたちは自立の第一歩を歩み始めます。「自分で食べる」「自分で着替える」「自分でトイレに行く」大人の援助が少なくなっていくます。なかなか「自分で」とならない時は、着やすい衣類・やりやすいボタン・履きやすい靴など自分で出来る達成感を味わえるようにしてあげましょう☆ また、遊びではごっこ遊びが上手になってきます。まねっこ遊びを通して人との関わり、社会性が育っていきます。外にお散歩にでかけ、自然の中で身体をいっぱい動かして遊んだりします。自然は子どもたちの好奇心を引き出し、感性を育て、考える力を育てる、子どもたちにとってとても大切な遊び場なのです。





3歳児 ☆3歳児で大切にしたいこと・・・自立心を育むこと

3歳児になるともうほとんどの事が自分でできるようになります。でも、まだまだできるまで時間がかかります。ついつい「はやく！」と言ってしまいがちですが、出来る限り子どものペースでやらせてあげましょう。時には出来ないけれど、「できる！」なんて言ってしまいますが、子どもたちの自我の育ちと自尊心を大切にしたいですね♪さらに、仲良しの友達もできてきて、友達同士一緒に同じことをして遊ぶことが楽しいと感じるようになります。もちろんケンカもしますが、子どもたち同士で少しずつ話もできるようになってきます！自分の気持ちを言葉で伝えることを大切にしています！

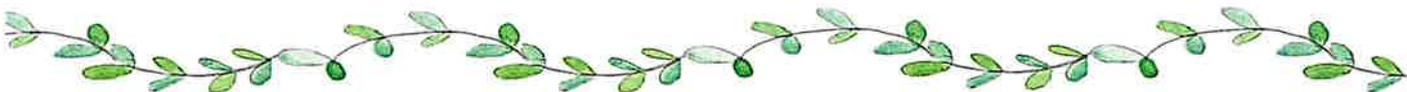
4歳児 ☆4歳児で大切にしたいこと・・・自発性や意欲を育てる事

一日の生活を見通し、行動できるようになる4歳児。生活習慣が確立されてきます。お話するのもとても上手になり、自分の気持ちや体験したことを自分の言葉でしっかり話せるようになります！さらに、ちょっと大変かな、と思うようなことでも、粘り強く頑張り、少しずつ我慢もできるようになってきます。人との関わりもより濃くなってきて、お友達同士でルールのある遊びができるようになります。その反面、ケンカもしますがお友達の気持ちが少しずつ分かるようになり、一緒に遊ぶことがもっと楽しくなってくる年齢です。

5歳児 5歳児で大切にしたいこと・・・主体性と社会性を育てる事

年長児の5歳児は、就学に向け自分たちで見通しを持って生活できるよう身のまわりのことを自発的にできるように働きかけていきます。また、人との関わりでも様々な活動を通して、役割分担をして助けあったり、協力することの大切さを知っていきます。役割分担は、自分たちで話し合っ決めていくことで、相手の気持ちに気づいたり、困ったときにどうすれば良いかを考えるきっかけをつくっていきます。グループでの活動や、運動会などの行事を通して友達の力を認めたり、励ましたりするようになり仲間関係が深まっていきます。遊びも、ダイナミックな遊びと集中する遊びを一日の中でバランス良く取り入れ、自分たちで遊びを作り出したりするようになります。





3～5歳児の幼児クラスになると課業と毎日体操を保育者が計画し取り組んでいます。

✿ 課業とは・・・保育者が意識的に計画をした活動です。

子どもたちに働きかけたいこと、気づいて欲しいこと、経験して欲しいことを具体的に考え、計画しています。自分たちの興味がある事柄だけでなく、様々なテーマや活動に関心を持ってもらいたいと思っています。例えば、「植物」「動物」「季節」「交通」「身体」などテーマを決め、具体的に音楽やお話、運動、数、製作や描画、環境認識についての活動を取り入れています。

✿子どもたちが経験していくこと・・・

- ♪様々な視点があることを知り、考える時の方法も身に付けていく。
- ♪日常生活では関心がなかった、気づかなかったことに触れる機会になる。
- ♪普段の生活や遊びの中では行わない活動を経験することができる。
- ♪たくさんの物、言葉や概念と出会い、物の扱い方を知っていく。
- ♪問題を解決する方法を経験できる。
- ♪お互いの意見や考えに耳を傾け、それに対する自分の考えを言葉にして伝える経験をする。

✿毎日体操って?・・・毎日15分全身をしっかり動かすことを目的に行っています。

走る、きちんと歩く、つま先歩き、かかと歩き、四つ這いなど音楽は特になく、保育者が見本を見せたり言葉で動きを伝えたりしていきます。子どもたちは普段の遊びとは違う様々な動きをして身体の動かし方を知り、全身を使います。保育者の声かけを聞きながら体の部位を知り、「手を上にあげて歩くよ」や物を使う時は「右手に持つよ」「下に置くよ」「前に置いて跳んでみよう」など左右や上下、前後の方向なども知っていく機会になります。



0歳児 ひよこ組（18名）

9人、9人の2グループに分かれて過ごしています。子どもたちが安心して過ごせるよう、少人数での空間づくり、1人ひとりに丁寧に関わり保育者との信頼関係を大切にしています。グループは、月齢を混合にすることでお互い良い刺激をもらい合い、1人ひとりに合わせた配慮や働きかけをしっかりとできる環境を整えるよう工夫しています。

後半期には、活動によって高月齢、低月齢に分かれて散歩をしたりホールなどで遊んだりすることもできるようになっていきます。



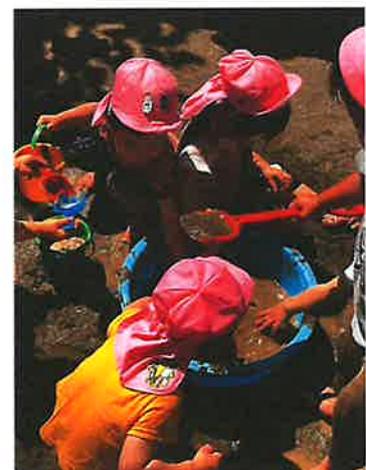
1歳児 うさぎ組（18名）



1人でたくさん歩けるようになって行動範囲が広がり、探索活動が活発になってくる1歳児。見て、聞いて、触れて、匂いをかいで周りの世界を感じ取り、思わず言葉が出たり、物と名称が一致したりして言葉と結びつく時もあるので、園庭遊びや散歩を取り入れています。子どもたちは沢山歩き回り、アリやダンゴ虫など興味津々でみていますよ！

2歳児 きりん組（18名）

ブロック・列車・粘土・絵本・おままごと等、お部屋でもお庭でも、自分のやりたい遊びをみつけて、それぞれが楽しんでます。ごっこ遊びがさかんになり、経験したことを遊びで楽しむ姿が見られるようになり、友だちと遊ぶことが楽しくなってきます。友だちと手を繋いで歩く散歩の機会も増えて楽しんでます！



3歳児 そう組（18名）



お友達と一緒に遊んだり、ケンカしたり。友達同士の関わりがより一層楽しくなる年齢のぞう組。室内では、「おうちごっこ」や「保育園ごっこ」などお互い役になりきり、身体や言葉で表現して楽しんでます。

また、戸外で思いきり体を動かして遊ぶことも大好きで、毎日「お庭いく?」「お散歩いく?」と楽しみにしています。お庭に出るとサッカーや、おおかみと7ひきのこやぎごっこ、あぶくたったなどの簡単なルールのある遊びで、汗びっしょりになりながら元気いっぱい楽しく遊んでいます！



4歳児 ぱんだ組 (18名)

友達と一緒に遊ぶことが楽しくなってきたぱんだ組。年長クラスと混ざってドッチボールをしたり、鬼ごっこをしたりと集団遊びを楽しんでいます。お部屋では、レゴブロック、おえかき、廃材遊びなどで集中して遊ぶ時間が増えています。

みんなと一緒に行事を一つひとつ経験することで仲間意識が深まり、ケンカもたくさんするけれど、大好きなお友だちと関わり合い、歩み寄って楽しく過ごしています。「みんなで一緒に何かをする！」ということが楽しく感じられるようになり、友だちのことがさらに大好きになっています。



5歳児 らいおん組 (18名)



グループでの当番活動も取り入れながら、自分たちで考えて行動することを大切に生活を進めています。1日の流れを話し、子ども達が自分で時計を見ながら行動できるようにしています。また、1週間の活動なども伝えると少し先の予定も楽しみにする姿も見られていますよ！

決まった時間に課業を行っていますが、話を聞く力や考える力を養うこと、語彙力を豊かにし、探求心を育てることをねらいに取り組んでいます。



しんはな分園

0歳児ちゅうりっぷぐみ（6名） 1歳児ひまわりぐみ（9名） 2歳児ゆりぐみ（11名）

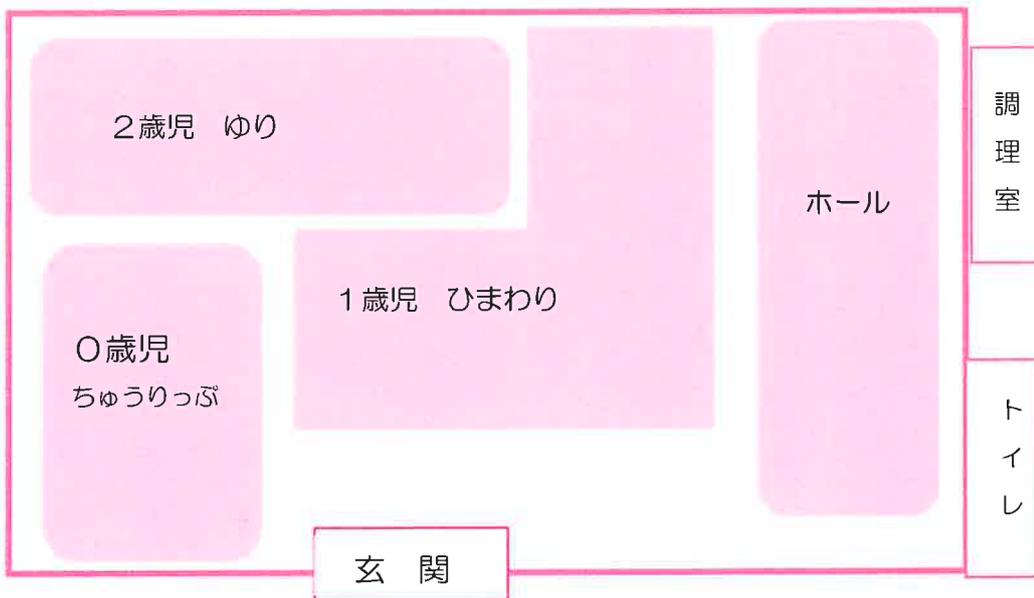
ゆったりした雰囲気の中、それぞれの生活リズムに合わせて過ごしています。

0～2歳児は育児担当制をとりながら、決まった保育者が食事の援助やおむつ交換を行うことで信頼関係を作り、子どもたちが安心して過ごせるようにしています。

お隣にある新花公園にお散歩に行ったり、ホールなどで体を動かしたりして遊ぶことも多いです♪



「おいしいな～♪」



「どこに入れるの
かな～？」





3歳児なのはなぐみ（12名） 4歳児あさがおぐみ（14名） 5歳児りんどうぐみ（14名）

しんはな分園の幼児クラスは3～5歳児の異年齢保育をしています。異年齢のお友達と一緒に過ごすことで、様々なお友達がいることを知っていきます。5歳児の年長の子どもたちは年下の子に優しくしたり、小さいお友達は大きいお友達への憧れを持ったり、一緒に遊べる喜びを感じています。遊びの中でも大きい子の遊んでいる様子を見ながら一生懸命真似をして同じようにやる姿も見られ、できないときは自分より大きいお兄さんやお姉さんに「どうやってやるの?」と頼りにしている姿が日々見られています。活動内容によっては学年ごとに遊ぶこともありますよ。

各年齢に担任職員がいますが、異年齢クラス20名ずつの二つのグループでお部屋を分けて過ごしています。子どもたちのいろいろな気づきや楽しいエピソードを話し合ったりして、幼児組職員全体でそれぞれの子どもたちの育ちを見守るようにしています。



本を見ながら折り紙に集中！
次はどうやるのかな～？



課業のテーマは「植物」
果物を切ったら中はどんな感じかな？実際に切って見せ、みんなで感じたこととお話するよ！



電車が発車しま～す！！





【障害児保育】 文京区からの申請があった場合受付いたします。

【一時保育 ばんび】 本園に隣接した別棟で一時保育をご利用いただけます。



- 開所時間・・・8：30～17：30
- 対象年齢・・・0歳8ヶ月から2歳まで

一時保育の利用者さんは、お子さんを預けるのが初めてという方が多くいます。初めてのことはお母さんもお子さんもお不安でいっぱいです。泣いてしまう子もいますが、お子さんの気持ちを汲み取りながら声掛けしたり、遊びに誘ったり、誘うと少しずつ慣れてきて徐々に気持ちを切り替えてくれます。お部屋でブロックやままごとを楽しんだり、園庭遊びやお散歩にも行ったりして楽しめます。安心できる雰囲気作りをし、お子さんたちと仲良くなれるように楽しいことを沢山考えています。

☆こんな方々が一時保育室ばんびを利用されています！

- ・兄、姉の学校、幼稚園行事への参加
- ・通院、出産のため
- ・親自身のリフレッシュ
- ・集団生活を経験させたい
- ・母子分離を経験したい
- ・母親の就労
- ・仕事復帰に向けてなど



【子育て支援 すくすく広場】

- 開催日・・・毎月第四木曜日（園の行事などにより変更になることもあります）
- 対象・・・地域にお住いの0～2歳児の親子 ※参加費無料

お子さんと同じ年齢のクラスに入って一緒に遊んだり、子育ての悩みだったり健康面での気になる事など、保育士や看護師に相談できます。

毎月、身体測定も行っていますよ！

また、保育園の様子や運動会など行事の見学、離乳食説明会など定期的に行っていく予定です。

ぜひ一度遊びに来てください♪



保健





健康管理

保育園では集団で長時間、生活を一緒にしています。そのため病気に感染する機会が多くなります。子どもは病気（感染症）になったり治ったりしながら徐々に抵抗力を身につけていきます。感染症に繰り返しかかるのは、子どもの成長過程には必要なことですが、中には重症化しやすい感染症もありますので、子ども達が元気で楽しく過ごせるように家庭と園で連絡を密にしていきたいと思います。

子どもたちの健康を守るため、感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため以下の項にご理解とご協力をお願いいたします。

家庭

- (1) 登園前は子どもの健康状態を観察しましょう
発熱、嘔吐、下痢などの他に顔色や発疹、食欲、機嫌など、いつもと違う時は連絡ノートの記入の上、口頭で伝えてください。
- (2) 感染症の疑いや、罹ったときは早期に受診をし、診断結果を園にご連絡ください
玄関と2階の掲示板、クラスにお知らせを掲示します。
- (3) 家族が感染症に罹患した場合も園にお知らせください
- (4) 感染症が治って登園するときには、主治医の許可を受けて保護者が記入する「登園届」があります
(別紙参照)
当園のHPよりプリントされるか、乳児は各クラス、幼児は1階のカウンターに用紙はありますので必要時ご利用ください。

厚生労働省の「保育所における感染症対応ガイドライン」に準じて、病気によって登園停止期間が異なりますので、必ず医師の指示を受けてください。

保育中

- (1) 体調の悪い時はお迎えをお願いすることがあります
 - ・発熱（38℃以上）
 - ・下痢がひどい、クリーム色（レモン色）の便の時（ロタウィルス疑い）

- 嘔吐や腹痛、頭痛がある
 - ケガをした
 - いつもとあきらかに様子が違う時など
- (2) いつもと連絡先が変わる時は必ずお知らせください
- (3) ケガや事故など緊急の場合について

職員一同ケガや事故を防止するため、日ごろから安全な遊び方を指導しておりますが、防ぎきれない場合もあります。受診が必要と判断した場合には速やかに保護者にご連絡の上、東大病院等を受診し誠意をもって対応させていただきます。受診時には保護者の同席が必要になりますので予めご了承ください。

予防接種について

- (1) 重い感染症の流行から子どもの健康を守るためにも必要な予防接種は体調の良い適切な時期に受けましょう
- (2) 注射で不安な気持ちや、ごくまれに副反応が出ることがあります。予防接種後の登園は可能ですが、早目のお迎えができる時やお仕事のない日に接種を受けてください。もし体調が悪くなった場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。

お薬について

- (1) 「ぶんきょう保育パンフレット 2024」(P60)に「お薬(塗り薬も含む)は原則お預かりをしておりません」と記載されております。医療機関を受診する際、保育園に通っていることを主治医に伝え、家庭のみで服用できるように、1日2回(朝・夕)の調合もしくは服用時間の調整をしてもらってください。
- (2) 保育時間内にどうしても投薬または塗薬しなければならない薬に関しては、処方された1回分の薬(内服薬)の他に処方時の袋や説明書・お薬手帳のコピー等、投薬内容や期間が解るものと一緒に持参してください。投薬期間外のお薬に関しましてはお預かりできません
- (3) 投薬依頼書は処方された期間内の薬であれば1度の記入で結構です
- (4) 慢性疾患で長期投与が必要な場合は半年毎に投薬依頼書を記入してください
- (5) 塗り薬は皮膚の状態が改善されれば一度返却させていただきます
- (6) 吸入薬はお預かりできません

食物アレルギーについて

- 厚生労働省より「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則って、医療機関で受診、必要時検査後「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただき、除去食が必要な場合は、給食の代替食を用意します
- 保護者、担当保育士、栄養士、看護師と面談を行い、毎月の会議で共通理解を図ります

登園届について

主治医より下記診断が見ついた場合、厚生労働省の「保育所における感染症対応ガイドライン」内の学校保健安全法施行規則第 19 条にて感染症によっては登園が禁止されています。

全身状態が改善され、登園する際には登園届が必要です

- 登園届（保護者の署名が必要です）
麻疹（はしか）、インフルエンザ、風疹、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）ウィルス性腸炎（ノロ、ロタ、アデノウィルス等）、ヘルパンギーナ、RS ウィルス感染症、带状疱疹、突発性発疹、新型コロナウイルス感染症

保健行事（日程は保健だよりにてお知らせいたします）

- 身体測定 ……身長、体重 毎月1回
頭囲（0歳、1歳）、胸囲 年2回（4月、10月）
- 0歳児検診 ……毎月1回
- 全園児健診 ……年4回（4月、7月、10月、1月）
- 歯科検診 ……年1回（6月）
- 視力測定（4、5歳児） ……年1回（10月）

予防接種連絡カード

半年毎に各家庭にお渡しいたしますので、予防接種をされましたら接種日の記入をお願いします。

お迎えや欠席時のサポート

子ども（特に乳児期）は朝、元気に登園しても急に熱を出したり、体調を崩しやすいので、急な病気の時のサポート体制を作っておきましょう。（保護者の他に祖父母、病児保育、ベビーシッターなど）

文京区 病児・病後児保育（事前登録が必要）

- ・保坂病児保育ルーム
- ・順天堂病後児ルーム「みつばち」
- ・東京都立駒込病院院児・病後児保育室「ろびん」
- ・ゆうひが丘春日病児保育ルーム

園医紹介

木村 夫美恵先生（元東京大学付属病院 小児科）



ワクチンで予防できるこどもの病気

四種混合ワクチン

[ジフテリア]

喉についたジフテリア菌が増えて、炎症を起こす病気です。38℃以上の熱と、犬の遠吠えのような咳が特徴で、重症になると呼吸困難や神経麻痺、心筋炎を起こし死亡することもあります。

[百日咳]

連続した咳が長く続き、急に息を吸い込むので笛を吹くような音（ウープ）を伴う呼吸困難、チアノーゼ、痙攣などが起こる病気です。乳児では無呼吸状態になることがあります。肺炎、脳炎を併発することもあります

[破傷風]

土の中にいる破傷風菌が傷口から体内に侵入し、菌の毒素で痙攣を起こす病気です。顔の筋肉が硬直して引きつったような表情になったり、口が開かなくなることが特徴です。重症になると強い痙攣で呼吸ができなくなったりします。

[ポリオ]

小児麻痺とも呼ばれています。罹っても無症状か、風邪に似た症状だけですむ場合がほとんどですが、症状がでる場合は熱が下がった後に片側の手足に弛緩性麻痺を生じます。

BCGワクチン

[結核]

咳や発熱が続く病気ですが、こどもの場合、咳の症状はあまりみられません。赤ちゃんの場合は、粟粒性結核や髄膜炎など重症になりやすく、後遺症が残ったり、死亡したりします。

麻疹・風疹（MR）ワクチン

[麻疹（はしか）]

熱、鼻水、咳などの症状で始まり、熱はいったん下がった後、上がります。特有の赤い発疹が顔から全身へ広がります。こどもでは重い病気で、罹ると肺炎や気管支炎、

脳炎を合併することもあり、死亡する例もあります。

[風疹（三日ばしか）]

発熱、赤い発疹、首のリンパ節の腫れの3症状が特徴です。熱が出ないことも多く、風邪に似た症状でふつうは3日程度で治ります。重症になると脳炎や血小板減少性紫斑病なることもあります。

日本脳炎ワクチン

[日本脳炎]

感染した豚から蚊がウィルスを運んできて感染し、脳炎を起こす病気です。ヒトからヒトへはうつりません。罹っても大多数は無症状ですが、脳炎になると高熱、痙攣、意識障害がでます。治療が難しく、死亡や重い後遺症の危険性があります。

小児用肺炎球菌ワクチン

[肺炎球菌感染症]

肺炎球菌による病気で、脳を包む髄膜で炎症を起こす細菌性髄膜炎や菌血症、肺炎などを起こします。髄膜炎は早期診断が難しいため重症になりやすく、死亡や重い後遺症が残る例もあります。菌血症は髄膜炎の前段階となることがあります。

ヒブワクチン

[H i b（インフルエンザ菌b型）感染症]

インフルエンザ菌b型という菌（*インフルエンザウィルスとは全く別のもの）による病気で、細菌性髄膜炎や喉頭蓋炎、肺炎などを起こします。5歳までに罹ることの多い病気です。髄膜炎は早期診断が難しく、重症化します。死亡や重い後遺症の残る例も多くあります。

水痘ワクチン

[水痘（水ぼうそう）]

強い痒みのある赤い水疱を伴った発疹が全身にできる病気です。発疹は水ぶくれ、かさぶたへと変化します。脳炎や肺炎、皮膚の細菌感染症など合併することがあります。

おたふくかぜワクチン

[流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）]

発熱とともに片方または両方の唾液腺（＊耳の下から顎にかけての部分）、特に耳下腺が腫れる病気です。ふつう、1～2週間で治りますが、無菌性髄膜炎や脳炎を合併することがあります。治らない難聴（片側）になったりします。

B型肝炎ワクチン

[B型肝炎]

こどもは分娩時にB型肝炎ウィルスに感染している母親からうつるのがほとんどですが、まれに家族内で感染もあります。肝炎になると、疲れやすくなって、黄疸がでます。慢性化すると肝硬変や肝臓癌の原因になったりします。

インフルエンザワクチン

[インフルエンザ]

悪寒や発熱、頭痛、関節痛などの全身症状がみられる病気です。赤ちゃんがかかると気管支炎や中耳炎、肺炎を合併することもあります。脳炎を起こすと死亡や後遺症の危険性が高くなります。

新型コロナウイルスワクチン

[新型コロナウイルス感染症]

発熱、咳、消化器症状（嘔吐、腹痛、下痢）などがみられ、肺炎になることもあります。

こどもの症状を見るポイント

顔色・表情

- ・顔色が悪い
- ・ぼんやりしている
- ・目の動きに元気がない

耳

- ・耳だれがある
- ・痛がる
- ・耳を触る

胸

- ・呼吸が苦しそう
- ・咳、喘鳴（ゼイゼイ、ヒューヒュー）がある
- ・咳で吐く

皮膚

- ・赤く腫れている
- ・ポツポツと湿疹がある
- ・水疱、化膿、出血がある

尿

- ・回数、量、臭いが普段と違う

目

- ・目やにがある
- ・目が赤い
- ・まぶたが腫れぼったい
- ・涙目である
- ・まぶしがる



鼻

- ・鼻水、鼻づまりがある
- ・くしゃみが出る
- ・息づかいがあらう

口

- ・唇の色が悪い
- ・唇、口の中に痛みがある
- ・舌が赤い
- ・口の中が荒れている

のど

- ・痛がる ・咳が出る
- ・赤くなっている
- ・声がかすれている

おなか

- ・張っていて触ると痛がる
- ・股の付け根が腫れている

食欲

- ・普段より食欲がない

睡眠

- ・泣いて目覚める
- ・目覚めが悪い

便

- ・回数、量、色、固さが普段と違う
- ・下痢、便秘などの症状がある

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
 (なお、登園のめやすは、こどもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届	
たんぽぽ保育園 園長殿	
園児名 _____	
病名「 _____ 」と診断され、	
年 月 日 医療機関「 _____ 」において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名 _____	

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症のある期間(発症前24時間から発症後3日を経過するまでが最も感染力が強い)	発症(発熱)した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで(発症した日を0日目とし、解熱した日も0日とする)
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の場合は検体採取日を0日とする

給食



たんぽぽ保育園給食の方針

食事が持つ役割はただ単に栄養補給をすることではありません。食事を楽しくたべる習慣を身につけることにより、子どもの食習慣や食文化をみだし、心の豊かさや満足感をもたらすとともに、コミュニケーションを通して信頼関係を深めることで、子どもの文化的・社会的・教育的機能をはぐくむ役割があります。

たんぽぽ保育園では「食を営む力」の基礎を培うことを給食の基本方針とし、日々の給食の積み重ねを「食育」と位置付け、いろいろなメニューを経験しながら、好き嫌いをなく食べられるように工夫しています。

* 屋上の「ミニ畑」での野菜栽培（なす・ピーマン・トマト）や、調理保育、マナー等を通じて食事の大切さを伝えていきます。

* 保護者の方にも食事の大切さを園だより（給食だより）で伝え、「園・子ども達・保護者」と一緒に協力できるようにしています。

安全でおいしい給食作り

* 保育園の給食は日本人の食事摂取基準を基に、一日の 50%程度が摂れるように昼食とおやつ献立を立てています。

* 地域の業者から毎日、安全で新鮮な食材を購入しています。

* 手作りを基本とし、冷凍食品・調理済み食品（ハンバーグ・唐揚げ・市販のルーなど）は使用しません。

* 乳幼児期の味覚形成のために、食材の味を生かした薄味を心掛けています。

* だしは削り節・だし昆布・干し椎茸でとります。

* 季節の献立・行事食・お誕生会メニューなど目でも楽しめる食事作りをしています。

* クッキングを通して、食材への興味（名前・作り方など）や作って食べる喜びを経験できるように手助けをします。

* 離乳食・幼児食を玄関に見本として置いています。

離乳食・幼児食とも 2週間サイクルメニュー実施について

* 食（食材）経験が浅い乳幼児を対象としています。献立を繰り返すことで、食材の味を覚えるとともに、安心感が生まれ、次に食べられるようになるという利点や食の幅も広がります。

離乳食について

*初めて母乳以外のものを飲んだり、噛んだりする習慣のための食事です。
保育園で作成した食材表を基に、ご家庭と連携を取りながら個々の発達に合わせて進めていきます。実際に食べている様子を給食職員も見に行き、保育士と相談をしたり、子どもたちとコミュニケーションをとったりしています。

幼児食について

- *主食：ご飯を中心に麺・パンも週に1回程度取り入れていきます。
- *主菜・副菜：肉・魚・野菜をバランスよく摂れるように工夫しています。
- *汁物：スープ・味噌汁などを献立により組み合わせています。
- *果物：旬のものを取り入れています。
- *牛乳：1日、乳児80ml・幼児150mlを目安に飲んでいます。
- *おやつ：おにぎり・ケーキ・ゼリーなどを手作りで提供しています。

食物アレルギー児への対応

*病院で食物アレルギーと診断されたお子さんについては医師の診断のもと保護者の方・担任・看護師・栄養士で面談を行い進めていきたいと考えています。
アレルギー食物については、除去食・代替え食で対応しています。
誤食がないように、別トレイ・別食器・名札を使用しています。給食室・保育室それぞれ提供前にダブルチェックを行っています。

衛生管理について

*衛生管理マニュアルに基づき、十分に注意をして調理にあたっています。
調理中はマスクを着用し、手洗い・アルコール消毒をしっかりと行っています。

安全・危機管理マニュアル

乳幼児の発達と事故



子どもの発達と事故・ケガ

- 《0歳児》
- ・常に子どもから目を離さないようにする
 - ・保育者全員が子どもに背を向けた状態（死角）がおきないように、お互いに声を掛け合う
 - ・子どもの発達に応じた動きを予測して危険があると思えるときは必ず側に付く
 - ・おんぶをする時は布団の上などで声掛けをし、2人で行う

年齢	子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
2ヶ月	・首が座る	・寝具に埋もれる ・吐乳での窒息 ・SIDSの危険性	・仰向けに寝かせる ・敷布団は体の沈まない固めの物を使用する ・授乳後のげっぷの確認 ・毛布・タオルは顔にかからないようにする。よだれかけは外して寝かせるなど、SIDS防止マニュアルを参照 (寝ているから平気という考えはしない)
4ヶ月	・物をつかめる ・寝返りをする	・握りおもちゃでの怪我 ・周囲のおもちゃでの怪我	・周囲のおもちゃ・握らせるおもちゃに気をつける ・高月齢の子の動きに気を付ける ・プレイジム含む周囲のおもちゃへの注意 ・ベッドの柵の閉め忘れや側で寝ている子への注意 ・必要な物を用意してからおむつを交換する（その場を離れない）
6ヶ月	・何でも口に入れる ・お座りをする ・這い這いをする	・物を口に入れたり、飲んだりする（誤飲・窒息） ・倒れる ・転ぶ・落ちる	・床の上の掃除 ・おもちゃの点検・こまめな片づけ ・誤飲の恐れのある大きさのものは使用しない ・座る際、周囲のおもちゃや段差などに気を付ける ・手足の動きを妨げないように衣服を調整する ・段差のある所やベッド等の柵に注意する

年齢	子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
<p>10 ヶ 月</p> <p>1 歳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見えない場所や物への期待から興味が広がる ・つかまり立ちをする ・伝え歩きをする ・段差のある所に登ろうとする ・おまるに座る ・階段の昇降をする（這い這いで） ・あらゆるものに興味を示し、探索活動が盛んになる ・一人立ちをする ・歩けるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸の開閉時や戸の隙間に指を挟んだりする ・箱の中や棚の物を引っ張り出し、顔等にぶつける ・箱がひっくりかえる ・転倒する ・顔や頭等をぶつける ・踏み外したり、バランスを崩したりして落ちる・ひっくり返る ・食卓の椅子で立ち上がり倒れる・落ちる ・立ち上がり転ぶ ・落ちる ・手や足を滑らせたり、踏み外したりして顔・頭等を打つ ・思いがけない行動により身近な物での事故・怪我 ・転倒する ・顔や頭をぶつける ・歩行が不安定なので転びやすい ・手が出ず、顔や頭をぶつける 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入り口の戸の開閉時の注意 ・後ろ向きで戸を閉めない（後追いつることを忘れない） ・子どもの目線でおもちゃを片づける（中途半端に見えないようにする） ・手の握り方や足の付き方に注意 ・側につく ・つかまれる物への注意（テーブル・椅子・トッター・ダンス・プレイジム・押し車・コンビカー・ベッドの柵等） ・ジャングルジムやプレイハウス等大型遊具での注意 ・近くにいる低月齢の子への注意 ・声をかけ危険を知らせ、側につく ・必要な物を用意してから座らせ、その場を離れない ・落ちていて座れるよう声をかけ、側につく ・必ず子どもの後ろ側につく ・子どもの手足を踏まないよう注意する ・手足の使い方を知らせながら、不安にならないように声をかける ・使った文具等は手の届かない所にきちんと片づける ・子どもの目線で危険な物を取り除く ・側につき手を添えたりする ・動きを予測して側につく ・声をかけて危険を知らせる

年齢	子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
1歳6か月	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行が安定する ・トイレに座る ・行動範囲が広がり、好奇心が旺盛になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり転ぶ ・滑って転ぶ ・何でもやってみようとすることでの事故・怪我 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲にある物やおもちゃ等に気を付ける ・近くにいる低月齢の子への注意 ・落ち着いて座れるよう声をかける ・床が濡れていないか気を付ける ・便器の中に手や顔を入れないように気を付ける ・危険な場所や物の点検をする ・側につき見守りながら、遊び方や使い方を知らせていく

ホール・園庭での予防上の留意点・配慮

【ベランダ】

- ・ベランダへの出入り口の段差での転倒・怪我に注意
- ・柵の角など注意する

【プール遊び】

- ・プールや使用のおもちゃの点検（壊れていないか）
- ・水で滑って転び、窓や柵の角、床等で顔や頭を打ったり、プールの中で倒れて溺れたりするので、保育者同士で声を掛け合い、常に目を離さない。また、その場を離れないようにする
- ・気温・水温・天気等にも気を付ける
- ・個々の体調をきちんと把握しておく

【ホール】

- ・マット・ウレタン積み木などを使った遊びで転ぶ・落ちる・ぶつかる等に注意
- ・縄跳びやフープを首にかけない等、使い方に気を付ける
- ・ブロック・ひも通し等の小さいおもちゃの誤飲がないようにする

【庭】

- ・保育者の下駄箱で手を挟まないように注意する
- ・靴を取る時に押し合わない
- ・玄関の段差や玄関を出てすぐの傾斜への注意
- ・固定遊具やベンチに座って遊ぶときは側につく
- ・砂・土・石等を口に入れないようにする
- ・砂が付いた手で目をこすらないように気を付ける

- 《1 歳児》
- ・常に子どもから目を離さないようにする
 - ・歩行は安定してくるが、転びやすいので床や地面の状況に気を付ける
 - ・道路を歩くときは手をつなぐ
 - ・固定遊具（滑り台等）の使い方を教えると共に、保育者が必ず側につく
 - ・子どもの目線で危険な物を取り除く
 - ・室内は整理整頓を行い、遊具の安全を確認する

年齢	子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
1 歳 半 ～ 2 歳	<p><園内・廊下・ホール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行が安定してくる ・手をつないで歩けるようになる ・階段の昇り降りができる（四つん這い） ・積み木やブロックで遊ぶ ・トイレやおまるで排泄をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずいたり、滑ったりして転倒する ・一緒に転倒する ・嫌がったり、逆方向へ移動した時に肘内障を起こす ・踏み外しての打撲や落下 ・投げたり、取りあったりして怪我をする ・床で滑って転倒する ・滑ってレバーで打撲する 	<ul style="list-style-type: none"> ・床に滑りやすいもの（紙・布・遊具や水等）がないかこまめに点検する ・転倒したときの負傷を防ぐために周囲のロッカーや棚に危険なものがないか点検する ・個々の子どもの歩調に合わせてゆっくりと歩く ・保育者は周囲に気を配るようにする ・常に子どもから目を離さない ・すぐに支えられる位置で援助する ・使い方を教えると共に必ず保育者が側につくようにする ・床が濡れていないか確認し、濡れていたらすぐに拭き取る
	<p><園庭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂遊びを楽しむ ・動物に関心を持つ ・滑り台（小）で遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂が目や口に入る ・柵から指を入れて噛まれたり、引っかかれたりする ・踏み外したり、バランスを崩して転倒する 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから目を離さないようにする ・側について遊び方を知らせていく ・保育者が必ず側につくようにしながら、むやみに顔を近づけたり手を出したりしないようにする ・子どもから目を離さず、側につくようにする

年齢	子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
	<p><園庭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バギーに乗る 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり転倒する 	<ul style="list-style-type: none"> ・深く腰掛け、安全ベルトを確認する ・バギーのタイヤやブレーキの状態、ネジ等の緩みがないか点検する
2歳後半	<p><園内・廊下・ホール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小走りに走れる ・階段の手すりを掴んで昇り降りする ・自分でズボンを脱いでトイレに行く 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑ったり周囲の物にぶつかったの転倒や打撲 ・踏み外して落下したり、打撲したりする ・押されて転倒したり、落下したりする ・押されて転倒する ・引っかかって転倒・打撲 	<ul style="list-style-type: none"> ・床の状態を確認し、滑るものがないか、ぶつかって落下するものがないか注意する ・常に子どもから目を離さず、すぐに支えられる位置で援助する ・順番や約束を知らせていく ・必ず保育者が側につき、落ち着いて行うようにする
	<p><園庭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・滑り台（大）で遊ぶ ・三輪車で遊ぶ ・砂場で砂遊びを楽しむ ・搜索活動がますます盛んになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・踏み外したり、バランスを崩して転倒・落下する ・転倒して打撲する ・スコップを振り回してぶつかる ・ドアや引き出しで手をはさむ ・段差からジャンプして転倒する 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台の使い方（順番・約束）を知らせると共に保育者が必ず側につく ・使い方を知らせ、安全な場所で使用する ・子どもから目を離さないようにする ・保育者が側につき使い方を知らせていく ・ドアの開閉は保育者が行い、子どもの手が届く場所の引き出しは安全具を取り付ける ・設定で行うときは必ず保育者が側につき、個々の発達に合わせた援助をする ・室内では危険な高い所は登らないよう注意する (テーブル・椅子・おもちゃ箱等)

《2歳児》

子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
<p><園内・廊下・ホール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見立てつもり遊びを楽しむ ・簡単なルールのある遊びを楽しむ ・ドアを開閉する ・積み木を高く積んだり、崩したりする事を喜ぶ ・つかまらずに足踏み式に階段を昇り降りする ・大人の言葉かけや指示が分かり行動できる ・スプーン・フォークや箸を持って食事ができる ・自分で着脱できる ・自分で布団に行き、一人で眠ろうとする ・ブクブクうがい・手洗いができる ・自分でトイレに行き、排泄の後始末ができる ・巧技台を使っていろいろな体育的な遊びを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・走り回って転倒・衝突する ・周囲の物にぶつかって負傷する ・ビーズや小物を鼻や耳に入れる ・物を持って移動したときに転倒し、負傷する ・集団で遊んでいて衝突する ・ドアに手を挟む ・積み木をぶついたり、奪い合いにより怪我をする ・階段を踏み外して転倒・落下 ・ふざけて衝突する ・ふざけて友達にぶつかり負傷する ・着替えの時、肘内障を起こす ・午睡後、ふらつき転倒する ・滑って転倒する ・押し合いをして転倒する ・レバーで手を滑らせ打撲 ・滑って転倒する ・段差につまづき転倒する ・巧技台から落下する ・鉄棒で肘内障を起こす 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室内を整理する ・極端なふざけに注意する ・子どもから目を離さず、遊び方に目を配るようにする ・床に危険物（紙・布・遊具）がないか、絶えず確認するようにする ・ルールをしっかりと知らせると共に、場所・人数を考慮する ・ドアの開閉には保育者が付き、周囲に気を付けて行う ・積み木の使い方を知らせると共に、保育者が側につき安全に遊ばせる ・保育者がすぐに手助けできる位置で見守るようにする ・「お・か・し」の約束事を守らせる ・正しい持ち方やマナーを知らせていく ・無理な姿勢で行わないようにしながら、側につき見守る ・しっかり目が覚めているか確認してから行動に移すようにする ・床が濡れていないか確認し、順番等を守れるように指導していく ・落ち着いて操作するように指導し、カバー等の予防対策を取る ・すぐに支えられる位置で手助けしたり、個々の発達を十分考慮するようにする

子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
<p><園庭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂に触れ、見立てつもり遊びを楽しむ ・鉄棒で四肢を使いぶら下がりが出来る ・ボールを投げたり、蹴ったりして遊ぶ ・泥んこ遊びを楽しむ ・探索行動がますます盛んになる ・高い滑り台で遊ぶ ・三輪車で遊ぶ ・ジャングルジムに登って遊ぶことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャベルがぶつかって負傷する ・手を滑らせて転落する ・鉄棒の下をくぐり頭部を打撲する ・蹴ろうとして転倒する ・とがったものによる怪我 ・押し合いによる転倒 ・足を滑らせて転倒・落下 ・転倒し、ハンドル等で打撲する ・手を滑らせて落下する 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃの使い方・扱い方等を知らせると共に遊び方に目を配るようになる ・必ず保育者が側につき援助する ・鉄棒の周りで遊ばないように指導する ・ボールの使い方・扱い方等を知らせる ・遊ぶ前に危険物がないか確認する ・子どもの遊び・行動に絶えず目を配るようになる ・滑り台の遊び方を知らせると共に保育者が必ず手助けできる位置で見守るようになる ・使い方を知らせると共に安全な場所を使用する ・すぐに支えられる位置で援助したり、見守ったりする

《幼児》

年齢	子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
	<p><室内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・椅子を運ぶ・座る ・扉・窓の開閉 ・走る ・手洗いができる ・魚料理を食べる ・食器を運ぶ ・箸で食事をする ・歯磨きをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒や他児にぶつかる ・椅子を揺らして自らの足を挟む ・指を挟む ・ふざけて転倒又は他児等と衝突し、周囲のもので負傷する ・水遊びをし、床が水浸しになり滑って転倒する ・骨がのどに刺さる ・食器を落として割り、負傷する ・ふざけて他児に箸を向ける ・歯ブラシをくわえたまま転倒または衝突する 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい持ち方や、座り方を指導する ・揺らすと転倒することを伝える ・正しい扉の開閉方法を指導する ・窓は大人が開閉するという約束を徹底する ・保育室内を整理する ・極端なふざけに注意する ・水の大切さを伝え、手洗いの重要性を指導する ・骨があることを知らせ、食べ方を指導する ・食器の正しい持ち方を伝える（重ねる・持つ・運ぶ） ・危険性を伝え、正しい使い方を指導する ・危険性を伝え、正しい使い方を指導する
3歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ハサミが使えるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って指を切る ・遊具の取りあいになり、叩く・ひっかく 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性を伝え、正しい使い方を指導する ・上手く使えない子には、側に付き添い個別に指導する ・全員の行動や気持ちの移り変わり状況を十分に把握する
4歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダでの活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・柵に登ったり、すのこに足を引っ掛けて転倒する 	<ul style="list-style-type: none"> ・約束事を十分に伝える ・すのこの危険個所を確認する
5歳		<ul style="list-style-type: none"> ・飾っている遊具等を取ろうとしてロッカーに登り、転倒する ・ロッカーが倒れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーの上に物を置かない ・ロッカーを固定できる所は固定する
	<p><トイレ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他児とふざけて転倒・衝突する ・床が濡れて転倒する 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者が近くで見守り、危険を察知し未然に防ぐ ・床が濡れていないか確認し、濡れていた場合はすぐに拭く ・手洗い指導をする

年齢	子どもの姿（発達過程）	予想される事故	予防上の留意点・保育者の配慮
	<p data-bbox="228 371 371 405"><ホール></p> <p data-bbox="228 663 341 696"><屋上></p> <p data-bbox="228 927 341 960"><園庭></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="563 230 984 353">・ 体育用具（大型積み木・マット・平均台・鉄棒・縄）の使用中に落下・転倒・負傷 <li data-bbox="563 421 984 499">・ ふざけたり、走って衝突・転倒する <li data-bbox="563 517 740 551">・ 物を投げる <li data-bbox="563 568 984 647">・ 屋上への階段の昇降で転倒・衝突・転落する <li data-bbox="563 714 984 792">・ ふざけたり、走ったりして衝突・転倒する <li data-bbox="563 810 984 934">・ 固定遊具（滑り台・ジャングルジム・木登り）を使用し、転倒・衝突・転落する <li data-bbox="563 952 984 1030">・ 三輪車を使用し、衝突・転倒する 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1010 230 1481 309">・ 危険が無いように、座らせて順序良く使用させる <li data-bbox="1010 327 1481 405">・ 基本的な使い方を教え、ルールを守るように話す <li data-bbox="1010 423 1481 501">・ 落ち着いて遊べるコーナーを作りをし、情緒の安定を図る <li data-bbox="1010 568 1481 647">・ 危険防止の為、すのこをひき、手すりを掴む指導をする <li data-bbox="1010 665 1418 698">・ 危険な場所には保育者がつく <li data-bbox="1010 716 1481 795">・ 危険性を十分に伝え、危ない行動を未然に防ぐ <li data-bbox="1010 813 1481 891">・ 正しい使い方を指導し、適時に側に付く <li data-bbox="1010 958 1481 1081">・ 園庭の使用人数や、乳児クラスの使用状況を考慮し、正しい乗り方や使い方を指導する

園外保育の安全・危機管理マニュアル

- *目的地・コース・人数・引率者・帰園時間を「散歩活動記録」に記入する
- *応急手当用品・携帯電話・防犯用品を持参していく
- *クラス帽子をかぶる
- *靴が子どもの足に合ったサイズかどうか確認する
- *バギーに乗せる時はシートベルトを着用する
(タイヤの状態やネジのゆるみを点検する)
- *列の前後に必ず保育士がつくようにする
- *人数確認は複数の保育士で行う(出発時・散歩中・帰園時)
- *年齢によって、歩行のスピードを考慮したり、手をつないだまま走らないよう注意する
- *交通安全のルールを知らせる(道路に飛び出さないことや、横断歩道の渡り方等)
- *歩道にある自転車やバイク、荷物等に触れないようにする

散歩コースによる安全・危機管理

- *公園の遊具や危険箇所等を把握し、子どもの遊び方に十分注意する
- *子どもの遊びや動きに注意し、保育士の死角にならないようにする
- *固定遊具等の遊びには、必ず側に保育士がつくようにする
- *公園の遊具は必ずしも安全とは言えないので、発達に合っているか、滑りやすくなっていないかを確認する
- *危険物が落ちていないか確認してから遊ぶ
- *不審者には子どもを近づけないようにする

<切通し公園>

「道中」

- ・ガードレールがなく、車の往来が多いので十分気を付ける
- ・車が通る時は、塀際に止まって待つようにする

「園内」

- ・砂場のネットの上は歩かないようにする(つまずきやすい)
- ・花壇の中は小枝が出ているので十分に気を付ける
- ・木の根が点在しているので遊びの内容によって場所を考慮する
- ・石でできた斜度がある大型滑り台なので、滑り方やルールをきちんと知らせる



<新花（くじら）公園>

「道中」

・狭い歩道や大通り、通行人が多い場所を通るので、周囲に十分気を配るようになる

「園内」

・公園は死角がしやすいので、保育者の配置に気を付ける

・大型すべり台は危険もあるので、滑り方やルールをきちんと知らせる

・花壇の中に入ったり、花を取ったりしない



<不忍池周辺>

・自転車や通行人が多いので、周囲に十分気を配るようになる

・池の柵の中には入らない

・柵の隙間が広い場所もあるので個々の子どもの動きに留意する

・知らない人にはなるべく子ども達を近づけないようになる



<岩崎邸>

「道中」

・行き帰りに信号のない道路を横断するので、保育者が道路に立ち十分注意しながら誘導する

・狭い歩道を歩く時は、障害物や自転車等に十分注意する

「園内」

・邸内の柵や石に登らないようにする

・暗がり足場が悪い場所も多いので、必ず保育者の目が届くようにする



<上野動物園>

- ・公共の場でのルールや約束を守る
(順番・大声を出さない・走り回らない)
- ・広い道路を横断する時は、保育者が前後・中央で安全に誘導する
- ・ふれあい広場等では動物の口元に手を近づけないようにし、触れた時は必ず石鹸で手洗いをし、衛生面に気を配るようになる



<東京大学構内（グラウンド周辺・三四郎池）>

- ・広場等で遊ぶ時は事前に危険物（ガラス等）がないか保育者がチェックする
- ・池周辺の散歩では個々の動きを把握し、安全な位置を確認しながら遊ぶ（見る）ようにする
- ・石段や飛び石等滑りやすいので、保育者が要所につきながら歩くようにする



安 全 教 育

(園庭遊び・散歩時指導内容)

遊ぶ場所等	説明のポイント
滑り台で遊ぶ時 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・お友達を押ししたり、飛び降りたり、ひもをかけて遊んだり、おもちゃを持ちながら滑ったりしない ・階段を登る時は一段ずつ登ろう ・順番を待って、飛び降りたりしないようにしよう
滑り台で遊ぶ時 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台で逆さ登りをしないようにしよう ・滑り台の上でおもちゃを使うのは、落ちたりして危ないのでやめよう
砂場で遊ぶ時	<ul style="list-style-type: none"> ・砂を投げたり蹴ったりすると、お友達の目に入ったりするからやめよう
ジャングルジムで遊ぶ時	<ul style="list-style-type: none"> ・両手でしっかり掴まないと落ちることがある ・おもちゃを持って登らない ・片手だとしっかり棒を握れなくて落ちるからやめよう
三輪車で遊ぶ時	<ul style="list-style-type: none"> ・周りに小さい子がいる所で勢いよくこいでいると、小さい子にぶつかり怪我をすることがあるからやめよう ・三輪車はあまり勢いよくこいでいると、ひっくり返ることがあるのでやめよう
お散歩 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・道を歩く時は、看板や止めてある自転車、他の人にぶつかるかもしれない ・道を歩く時はまっすぐ歩きましょう
お散歩 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・お友達と手をつないで走るのは、転んで怪我をすることがあるので、走らないで前を向いて歩こう
ブランコ遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランコをこぐ時は両手でしっかり握ってこごう ・両手でしっかりつかましましょう ・ブランコから急に飛び降りたりするのはやめよう
ブランコの側で遊ぶ時	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランコの近くに行くと、揺れ戻ってきたブランコいぶつかってしまうから、気を付けよう ・動いているブランコには近づかないようにしよう
横断歩道を渡る時	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の信号が「赤色」の時は「止まれ」、渡ってはいけません ・「青色」は「渡ってもいいよ、でも気を付けて渡ってね」のサインです ・青色でも手を上げて、左右を確認してから渡るようにしよう
保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・走り回るとお友だちにぶつかってしまうから、狭い部屋で走るのはやめよう

廊下を歩くとき	<ul style="list-style-type: none"> ・前を向いて注意して歩こう ・走ると友だちにぶつかってしまう
椅子に座る時	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子を揺らすと、ひっくり返って頭を打つかもしいない ・椅子は正しく座るようにしよう
給食やおやつを食べる時	<ul style="list-style-type: none"> ・物をくわえて動き回らない ・口の中におはしやスプーン、歯ブラシを入れて歩いたりすると、転んだ時、のどを突いてしまう
どんぐりや小さいもので遊ぶ時	<ul style="list-style-type: none"> ・おはじきやどんぐりなど小さいものを、鼻や耳に入れると取れなくなるからやめようね

クライミングウォール

(使用上の注意)

この遊具は幼児クラス中心の遊具として位置づけています。しかし、2歳児等も時には先生と一緒に遊んでいます。

この遊具の使用上の注意ですが、必ず職員が一人つき、危険な遊びに繋がらないよう見守りながら遊ぶことになっています。

黄緑色の線より上の高い部分は、基本的に年長クラスのみです。4歳児クラスが遊ぶ場合は、すぐに危険を回避できる位置に職員が付く(立つ)ようにしています。

保護者の方々へのお願い

①上記の注意事項をかたく守ってください。特に、保護者が見守らない中での遊びは禁止します。

(夕方は暗くなり、子ども達も疲れています)

②小学生であるお兄ちゃん・お姉ちゃんが来て遊ぶ場合もあります。

「原則禁止」ですが、もし遊ばせる場合は十分注意し、保護者の方の責任で遊ばせてください。

(なお、幼児用の遊具として出来ております)

安全・危機管理マニュアル

防火・防災計画



たんぼぼ保育園 消防・災害対応計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条に基づき、たんぼぼ保育園における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、たんぼぼ保育園に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(事業所自衛消防隊)

第3条 防火管理者、防火担当責任者が行う日常の任務は次の通りとする。

1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修するものとする。
- (3) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行う

- (1) 消防、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (2) 火災予防上の自主検査の実施又は監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥箇所のある場合は、改修を図る。
- (3) 防火対象物の法定点検及びその立会い
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 改装工事等の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の管理
- (8) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (9) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) 防火防止対策の推進
- (12) 防火管理の法定点検の立会い
- (13) 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は監督
- (14) 防火設備及び避難施設等の検査・点検の実施並びに不備欠陥箇所がある場合の改修

(15) 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置

(16) 統括防火管理者への報告

- ア 防火管理者に選任又は解任されたとき
- イ 消防計画を作成又は変更するとき
- ウ 防火対象物の法定点検を実施するとき
- エ 消防用設備等の法定点検を実施するとき
- オ 建物等の定期検査を実施するとき
- カ 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
- キ 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- ク 臨時に火気を使用するとき
- ケ 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
- コ 避難通路の変更を行うとき
- サ 用途（一時的を含む）を変更するとき
- シ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- ス 催物を開催するとき
- セ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- ソ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- タ 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
- チ 消防機関が行う検査等に立会うとき
- ツ 統括防火管理者から指示された事項を実施したとき
- テ 自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）装置を設置するとき
- ト 防火管理の法定点検を実施するとき
- ナ その他火災予防上必要な事項

(17) その他防火管理上必要な業務

本園

管理権原者	西住 裕文		
防火管理者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
1 階	主任・早原 桂子	事務室	櫻井 ひとみ
		ぞう組	中村 麻衣子
		ぱんだ組	長津 隆太
		らいおん組	江崎 史恵
		厨 房	志村 彩夏
2 階		ひよこ組	伊藤 薫
		うさぎ組	坂井 梨子
		きりん組	高崎 直道
		洗濯室	平原 幸恵
		調乳室	志村 彩夏
		保健室	平原 幸恵
		女子更衣室	早原 桂子
3 階		男子更衣室	志堅原 良武

しんはな分園

管理権原者	西住 裕文		
防火管理者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
1 階	分園長・垣浦 美栄	保育室	杉山 浩子
		厨 房	酒井 綾子
		洗濯室	川村 結愛
2 階		事務室	垣浦 美栄
		保育室	新井 二葉
		キッチン	坂井 香織
		図書室	福田 浩子
		女子更衣室	宮下 悠

(点検・検査)

第4条

1 火元責任者は、自主検査表に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	① 通路・階段等	1日2回	火気使用設備（目視で確認） 【非常ベル、誘導灯、消火器】	毎日終業時
	② 防火区画	1日1回	給食室・洗濯室・配膳室 一時保育1階2階	
③ 消防用設備等		1日1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥がある物については理事長 西住 裕文（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

(守らなければならないこと)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 園児の手の届くところにマッチ、ライターを置かない
- イ 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確保する
- ウ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する
- エ 工事を行う時は、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する

(2) 防火防止に関する事項

- ア 死角となる廊下、階段、トイレ等に可燃物を置かない
- イ 物置、空き室等の施錠を行う

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には物品を置かない
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する
- ウ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、早原桂子（防火管理者）又は園長 櫻井ひとみ（防火担当責任者）に報告する

(消防設備等の法定点検)

第6条

- 1 消防用設備等の機能を維持管理するために（総合警備保障に委託して）次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施年月日	
	外観点検・機能点検	総合点検
消火器	年2回	
屋内消火栓設備		
自動火災報知機設備	年2回	年1回
誘導灯	年1回	
学校110番（非常放送設備）	年4回	
避難器具（滑り台）	年2回	

- 2 防火管理者は、消防設備の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては理事長 西住 裕文（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。
- 3 消防設備の法定点検の結果は、1年（3年）に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防隊活動、防火対象物自衛消防隊)

第7条

- 1 火災その他災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。
- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次の通りにする。

<p>自衛消防隊長 (本園) 園長 櫻井 ひとみ (しんはな分園) 分園長 垣浦 美栄</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>通報連絡班 (本) 早原 桂子、(し) 坂井 香織、</p> </div> <p>* 消防機関への通報と施設内への状況伝達 * 重要書類(クラス分)の持ち出し→別記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>救助班 平原 幸恵</p> </div> <p>* 出火時における園児の避難誘導 * 負傷の救護にあたる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>消火班(初期消火) (本) 1階志村 彩夏、2階伊藤 薫 (し) 1階酒井 綾子、2階福田 浩子</p> </div> <p>* 消火器及び屋内消火栓その他、消火設備による初期消火</p>
<p>任 務 分 担</p>	
<p>通報連絡班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 119番で消防機関へ通報する ・ 園内への非常放送を行う ・ 関係者への連絡を行う
<p>消火班 (第7条2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器等による消火を行う
<p>避難誘導班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火時における避難者の誘導を行う ・ 逃げ遅れた者の確認を行う ・ 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる ・ 負傷者等の搬送を行う

* 必要に応じ、応急救護班、安全防護班を組織する(第3条 予防管理組織)

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする

- 1 日常の地震対策
 - (1) ロッカー、棚、ピアノ等の転倒防止措置を行う
 - (2) 窓ガラス、看板等の落下、飛散防止措置を行う
 - (3) 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う

- (4) 危険物等の流出、漏えい措置を行う
- (5) 高所に置かれた重量物は低所に移動する
- (6) 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する

備蓄品目	数量	備蓄場所
・飲料水 (大人: 1人1日当たり…3ℓ) (子ども: 1人1日当たり…2ℓ)	・ピュアウォーター (2ℓ) …102本	園庭倉庫
・非常用食料 (缶詰・乾パン等)	・ビスコ保存缶…60袋、30枚+6缶 ・山菜おこわ…50食 ・わかめご飯…109食 ・カレー…27食 ・液体ミルク (200ml) …50缶	
・応急手当セット (三角布・包帯・医薬品・絆創膏・ ガーゼ・ハサミ等)	1セット	
・懐中電灯・乾電池・携帯用ラジオ ・アルミブランケット		

- (7) 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する

保管品目	数量	保管場所
・ヘルメット	各部屋所属職員分 (予備) 30個	各部屋・園庭倉庫
・軍手	50人分	園庭倉庫
・スコップ	3本	

*備蓄品内飲料水及び非常食にあたっては、帰宅困難等により園内に滞留が予想される職員数及び園児数を満たす数量を確保する。

*救助、救出用資機材にあたっては、保安要員数を満たす数量を確保する。

2 地震発生時の安全措置

- (1) 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、機具栓の閉止及び電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する
- (2) 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする
- (3) 防火担当責任者は、火災第二次災害を防止するために建物、火気使用設備・器具等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急処置を行う
- (4) 各設備・器具は、安全を確保した後に使用する

3 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は次の活動を行う

(1) 情報収集・伝達

・通報連絡班は次のことを行う

ア テレビ、ラジオ、インターネット等により情報の収集を行う

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は園児に伝える

(2) 警戒巡視

・消火班は次のことを行う

ア 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する

イ 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する

ウ 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する

(3) 避難誘導

ア 園児等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる

イ 園児等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う

ウ 園児等を広域避難場所（切通し公園）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う

エ 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする

4 施設再開までの復旧計画

代替資源、エネルギー、設備などは以下の物がある

(電気) バッテリー等

(ガス) カセットコンロ・カセットボンベ等

(水) ペットボトル等

(電話) パソコン等

5 家族との安否確認手段の確保

管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知するものとする。

(1) 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくものとする。

(2) 震災時における従業員の安否確認者（班）及び安否確認手段は次のとおりとする。

安否確認者（班）	優先順位	安否確認手段
防火管理者	第一優先順位	はいチーズ！システム（メール配信システム）
	第二優先順位	ホームページ
	第三優先順位	電話連絡

6 従業員等の一斉帰宅の抑制

管理権原者は従業員等の一斉帰宅を抑制する為、次の措置を講じる。

- (1) 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。
- (2) 震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保するものとする。
*施設内待機場所・・・園庭及びホール
- (3) 従業員等の施設内待機を維持するために、1日分の飲料水や食料、その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄するものとする。また、従業員以外の帰宅困難者用に10%程度を余分に備蓄する。
*備蓄場所・備蓄品・・・別表（第8条1項）
- (4) 従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループごとの時差退社計画を作成しておく。

帰宅困難者対策

自衛消防隊長は、鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に適宜伝達する。

災害予防措置

管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行い、計画の見直し、改善していく取り組み（PDCA サイクル）を取り入れることとする。

（東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置）

第9条

- 1 関東東海地震注意報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。
- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報確認の上、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された時の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- 3 職員及び園児等に対し、放送設備により東海地震注意報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。
- 4 関東東海地震注意情報発表時、もしくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあつては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第 10 条

- 1 大規模地震対策特別措置法に基づく関東東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。
 - (1) 全ての保育活動を打ち切る
 - (2) 保育園の児童は、保護者への引き渡しを原則とする。ただし、引き渡しまでの間は保育園で保護する
 - (3) 非常・警戒宣言発令中は休園とする
- 2 自衛消防隊は次の活動を行う。
 - (1) 情報収集・伝達
通報連絡班は次のことを行う
ア テレビ、ラジオ、インターネット等により情報の収集を行う
イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う
 - (2) 応急対策
消火班は次のことを行う
ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする
イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う
ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA 機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う
エ 非常持ち出し品の準備を行う
 - (3) 安全誘導
避難誘導班は次のことを行う
ア 避難経路の確保、非常口の開放等を行う
イ 避難誘導班は、園児が混乱しないように落ち着いて誘導する
- 3 保育時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条 2 項第 2 号に定める応急対策を行う。
- 4 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(防火防災教育)

第 11 条

- 1 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対策措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。
- 2 防火管理者が行う防火・防災に関する教育は次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

*○印は実施対象者を示す

対象者	実施時期	実施回数	防火管理者	防火担当責任者	火元責任
新規職員	採用時	採用時 1 回	○		
職員		年 2 回	○		
	必要の都度	必要の都度		○	○

(2) 防火・防災教育及び育成の内容

防火・防災教育及び育成の内容は次の事項の通りである

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は次により実施する

訓練種別	実施時期
消火訓練	毎月
避難訓練	毎月
通報訓練	毎月
震災訓練	隔月
総合訓練	9月と3月

4 訓練時の安全対策

訓練指導者は園長 櫻井ひとみとし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

- ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は必ず点検を実施する
- イ 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練時の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる

(2) 訓練実施時

- ア 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置を講じること

(3) 訓練終了後

訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる

5 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練終了後訓練の実施結果について検討するとともに、火災地震等避難訓練計画報告書に記録し、以後の訓練に反映させるものとし防火管理関係台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管しておくものとする。

(消防機関への報告、連絡)

第12条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため常に消防機関との連携を密にし、次の業務を行う。

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者等
(1) 消防計画作成（変更）届出	次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防設備の点検・整備、避難施設の維持管理及び、防火・防災上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(2) 自衛消防組織設置（変更）届出	自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき	管理権原者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき	管理権原者等
(5) 消防用設備等点検結果報告	法定に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書）	建物所有者等
(6) 防火対象物定期点検報告	1年に1回	管理権原者
(7) その他		

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

(1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する

(2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防設備に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする

附則

この計画は、令和6年4月1日から施行する

個人情報 管理規程



社会福祉法人あしたばの会 たんぽぽ保育園 個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、たんぽぽ保育園（以下、「本園」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関する事項を定め、本園の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における「個人情報」とは、本園の現在及び過去の園児や保護者、職員並びに本園に係るその他のものに関する情報であり、本園が業務上取得し、又は作成したもののうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他の記述により、特定の個人が識別又は職別され得るものをいう。

2 この規定における「情報主体」とは、個人情報から識別され、又は職別され得る個人をいう。

3 この規定における「記録文書」とは、本園において保有している個人情報を記録した文書・図面・写真・ファイル・磁気テープ・磁気ディスク等をいう。

(責務)

第3条 本園は、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本園の職員等は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとし、当該職務を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第4条 本園は、この規定の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、本園園長をもって充てる。

3 管理者は、この規定に基づき、率先して個人情報の適正な管理及びプライバシー保護に当たるとともに、個人情報取扱者の指導・監督に努めなければならない。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の収集は、思想・信仰及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的に行ってはならない。

3 個人情報の収集は、情報主体から適切かつ公正な手段によって行わなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する時は、第三者から収集することができる。

(1) 法令の規定に基づくとき

(2) 情報主体の同意があるとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため管理者が緊急、かつやむを得ないと認められるとき

(5) その管理者が、第三者から収集することに相当の理由があると認めたとき

- 4 個人情報を第三者から収集するときは、情報主体の権利・利益及びプライバシーを侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は本園以外の者若しくは機関へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
 - (2) 情報主体の同意があるとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため管理者が緊急、かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 管理者が調査・統計をとる必要があると認めたとき
 - (5) 本園内における業務上及び事務上の必要があり、情報主体の権利・利益を不当に侵害する恐れがないと認められるとき
- 2 管理者は、個人情報を取得した場合においてはあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 管理者は、利用目的を変更した場合においてはその旨を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。
- (1) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他に権利・利益を害する恐れがあるとき
 - (2) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱業者の権利又は正当な利益を害する恐れがあるとき
 - (3) 国又は地方公共団体が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) その取得の状況から、当該利用目的が明らかであると管理者が認めたとき
- 5 管理者は、第一項ただし書の規定により個人情報を本園以外の者若しくは機関へ提供する場合は、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該目的又若しくは利用方法に必要な制限を付し、又は本園の個人情報の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

(入園希望者の個人情報の収集、利用及び第三者への提供)

第7条 本園の園児となる目的で情報主体等から提供された個人情報に関しては、前2条を準用し、取り扱う。

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第8条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、個人情報の漏洩、滅失、棄損及び改ざんの防止に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、個人情報をその目的に応じ、最新の状態に保つように努めなければならない。

- 3 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託)

第9条 本園が、個人情報の取り扱いに係る特定の事務の全部又は一部を本園以外の者又は機関に委託する場合には、個人情報の適正な取り扱いについて受託者が守るべき義務を当該契約において明らかにしなければならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

(自己情報の開示請求)

第10条 情報主体は、事故に関する個人情報について当該個人情報を保有する管理者に対し、開示請求をすることが出来る。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）をするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文章を当該管理者あてに提出するものとする。
- 3 管理者は、開示請求を受けたときには当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。
 - (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき
 - (2) 開示することにより、本園の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき
 - (3) その他、管理者が相当の理由があると認めたとき

(開示の決定)

第11条 管理者は、開示請求を受けたときは遅延なく、当該開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第12条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報が磁気テープ、時期ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

- 2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正の請求又は削除)

第13条 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められた場合には、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正又は削除を請求することができる。

- 2 第8条第2項の規定は、個人情報の訂正又は削除の請求をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求を受けたときは遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を情報主体本人に文書で通知しなければならない。

第5章 不服の申し立て

第14条 情報主体は個人情報の取り扱いに関する事項について不服のある場合は、管理者に対し不服の申し立てをすることができる。

- 2 前項の申し立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申し立てに必要な事項を明記した文書を当該管理者あてに提出するものとする。
- 3 管理者は、第一項の申し立てがあったときには、速やかに必要な調査を行うものとする。
この場合において、管理者は必要に応じ不服申立人、その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 管理者は、調査終了後その結果を不服の申立人に文書で通知するものとする。

2024年度たんぽぽ保育園（本園）年間行事等の予定

	行 事	食育・クッキング	保 健	そ の 他
四 月	入園・進級式 1日(木) 年間事業説明会 20日(土)	離乳食説明会 4日(木) 入園お祝い善	全園児健診 18日(木) 0歳児健診	
五 月	こいのぼりの会 2日(木) 春BBQ(保護者会)(予定) 12日(日) クラス懇談会(右記日程) 合宿説明会(5歳) ・・・懇談会と合同 小遠足(3才) 24日(金) 小遠足(4才) 30日(木)	こいのぼりランチ 草団子作り	0才児健診	※クラス懇談会 ・4歳ばんだ 15日(水) ・3歳ぞう 16日(木) ・0歳ひよこ 17日(金) ・5歳らいおん 21日(火) ・2歳きりん 23日(木) ・1歳うさぎ 24日(金) ・読み聞かせ・・・ 13日(月)
六 月	卒園児を励ます会 8日(土) ※1年生のみの参加		0歳児健診 歯みがき指導 歯科検診	すくすく子育て広場 23日(木)
七 月	プール開き 1日(月) 七夕の会 4日(木) 5歳児合宿 5日(金) ～6日(土) 夏祭り 乳児 25日(木) 幼児 26日(金)	七夕ランチ	0才児健診 全園児健診	すくすく子育て広場 18日(木)
八 月	小学校1年生交流会 24日(土) ※1年生のみの参加		0才児健診	
九 月	防災お迎え訓練 2日(月) 「感謝の会」 13日(金)	お月見ランチ	0歳児健診	すくすく子育て広場 19日(木)
十 月	幼児 運動会 12日(土) 0,1,2歳児運動あそび 秋の遠足(3歳児) 24日(木) 芋ほり遠足(4・5歳児) 25日(金) 焼き芋大会 30日(水) 保育参観・個人面談(予定)	焼き芋大会 ハロウィン	0才児健診 視力検査(4.5才) 全園児健診	すくすく子育て広場 17日(木)
十一 月	秋の遠足(2歳) 1日(金) 収穫祭	七五三メニュー	0才児健診	すくすく子育て広場 21日(木) ※人形劇鑑賞会 ※予定
十二 月	劇遊び(3,4,5歳児) 14日(土) クリスマス会 25日(水)	ケーキ作り クリスマスバイキング	0歳児健診	年末特別保育(予定) すくすく子育て広場 19日(木)
一 月	おもちつき(園内) 7日(火) お正月伝承遊び 9日(木)～ 10日(金) お餅つき(保護者会)(予定) 19日(日) 作品展 29日(水) ～30日(木)	お正月料理 鏡開き(おしるこ) うどん作り	0才児健診 全園児健診	※獅子舞と太鼓 すくすく子育て広場 22日(木)
二 月	節分 3日(月) クラス懇談会(右記日程)	節分ランチ	0歳児健診 新入園児健康診断・ 面談	※人形劇鑑賞会 予定 ※クラス懇談会 ・3歳 ぞう 6日(木) ・1歳 うさぎ 7日(金) ・5歳 らいおん 13日(木) ・3歳 ひよこ 14日(金) ・0歳 ばんだ 20日(木) ・2歳 きりん 21日(金) すくすく子育て広場 20日(木)
三 月	ひな祭り 3日(月) 防災訓練 11日(火) 卒園式 15日(土) お別れ遠足(5歳児) 19日(水) お別れパーティー 26日(水)	ひな祭りランチ メッセージケーキ作り	0歳児健診 新入園児健康診断・面接	

※ 毎月、避難訓練と誕生会・身体測定を行います。

※ 保育参観・個人面談は10月～11月(9:30～12:00)

※ 保育参観後、希望者には個人面談を予定しております。

※ クラス懇談会は平日の17:30～19:15(幼児クラス)、17:30～19:00(乳児クラス)です。

※ 毎月、郷土料理の日があり、誕生日会の日は特別メニューになります。

※ 〇〇は保護者参加行事となります。

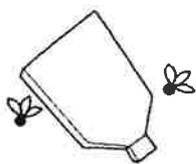
2024年度 たんぼぼ保育園（しんはな分園）年間行事予定

	行事		食育・クッキング	保健	その他・備考
4月	入園式・進級式	1日(月)	雑乳食説明会 入園お祝い膳	全園児健診	
	年間事業説明会	20日(土)			
5月	こいのぼりの会	2日(木)	こいのぼりランチ 草団子作り	0歳児健診 蟻虫検査(幼児)	※クラス懇談会 0.1歳児 16日(木) 2歳児 21日(火) 幼児 23日(木)
	春イベント(保護者会)	未定			
	クラス懇談会	右記日程			
	春の遠足(4歳児)	30日(木)			
6月	卒園児交流会①	8日(土)		0歳児健診 歯科検診 歯みがき指導	人形劇(予定)
7月	プール開き	1日(月)	セタランチ	全園児健診	
	セタの会	5日(金)			
	合宿(5歳児)	5日(金) 6日(土)			
	夏祭り	26日(金)			
8月	卒園児交流会②	24日(土)		0歳児健診	
9月	防災お迎え訓練	2日(月)	お月見ランチ	0歳児健診	人形劇(予定)
	感謝の会	13日(金)			
10月	幼児運動会	12日(土)	ハロウィンランチ	全園児健診 視力検査(4, 5歳児)	
	乳児運動遊び	未定			
	秋の遠足(2歳児)	16日(水)			
	秋の遠足(3歳児)	22日(火)			
	いもほり遠足	25日(金)			
	焼き芋大会	30日(水)			
	保育参観・個人面談	中旬~			
11月	保育参観・個人面談	上旬まで	七五三メニュー	0歳児健診	音楽を楽しむ会(予定)
12月	劇遊び(幼児)	14日(土)	ケーキ作り		年末保育(予定)
	クリスマス会	25日(水)	クリスマスメニュー		
1月	お餅つき(園)	7日(火)	七草がゆ 鏡開き(お汁粉) うどん作り	全園児健診	
	お正月伝承遊び	9日(木) 1 0日(金)			
	お餅つき(保護者会)	未定			
	作品展	30日(木) 3 1日(金)			
2月	節分	3日(月)	節分ランチ	0歳児健診	※クラス懇談会 0.1歳児 25日(火) 2歳児 20日(木) 幼児 18日(火)
	年長組観劇	未定			
	クラス懇談会	右記日程			
3月	ひな祭り	3日(月)	ひな祭りランチ ケーキ作り	0歳児健診	
	防災引き取り訓練	11日(火)			
	卒園式	15日(土)			
	新入園児面接・健診	未定			
	お別れ遠足(5歳児)	19日(水)			
	お別れパーティ	26日(水)			

※毎月、避難訓練、誕生日会、身体測定を行います。 ※色がついている行事は保護者参加行事となります。

※毎月、郷土料理の日があり、誕生日会の日は特別メニューになります。

※クラス懇談会は乳児は平日17時~18時、幼児は17時半~19時ごろの予定です。



文 化 行 事

(豊かな知識・心・感性を育む)
(地域との交流)



たんぽぽ保育園

日 時	音楽・楽器・歌・人形劇 対象年齢	詳 細
7月	夏祭り (全園児)	乳児と幼児で夏祭り日を設けて います♪
9月	感謝の会 (5歳児)	お孫さんと楽しいひとときを♪
11月	劇団かかし座 (全園児)	今年のお話はなにかな？
12月	劇遊び (幼児組)	子ども達自身が演じる表現遊びです。 お楽しみに♪
	クリスマス会 (全園児)	大好きなサンタさんに会えるかな！？
1月	お囃子・獅子舞 (全園児)	お囃子の音色に惹かれ、お獅子が登場 します。
2月	節分 (全園児)	勇気を出して鬼を退治しよう！
	劇団ポポロ (全園児)	卒園記念として、年長児は特別プログラ ムを楽しみます。
3月	ひな祭り会 (全園児)	全クラスでひな祭りを楽しみます！

*感染症拡大防止等により、予定は中止されることがあります。予めご了承ください。





～保育園からのお願い～

1、登園時間について・・・朝は、9時15分までに登園して下さい。

(子どもたちの活動を保障するためです。)

※お休みの場合は9時までに連絡してください。食物アレルギー児のお子さんは調理
に関係する為、必ず連絡してください。

2、電話・住所・勤務先などが変わった場合は速やかに園の方へ連絡して下さい。

3、土曜保育は、基本的にはご両親とも仕事の方のみお預かりします。

4、出先の仕事の場合など、必ず連絡先が分かるようにしておいて下さい。

(連絡帳に記入するか、事務所にお伝え下さい。)

5、お手紙入れは、降園の時に必ず見てお帰り下さい。

6、延長保育料等、こちらから請求する場合は速やかに納入して下さい。

7、降園する時は、廊下、園庭などで遊ばないようお願いします。

8、週末に持ち帰ってお洗濯してもらうものは以下の通りです。

- * クラスカラー帽子 (ゴムの点検もお願いします。)
- * 布団カバー
- * 午睡用バスタオル
- * 0歳児クラス午睡用ゴム付きバスタオル
- * 午睡用布団のお洗濯についてはその都度クラスからお知らせします。

(週末以外でも汚れてしまった場合は随時、持ち帰りお洗濯をお願いする事もあります。)



Enjoy Walking!

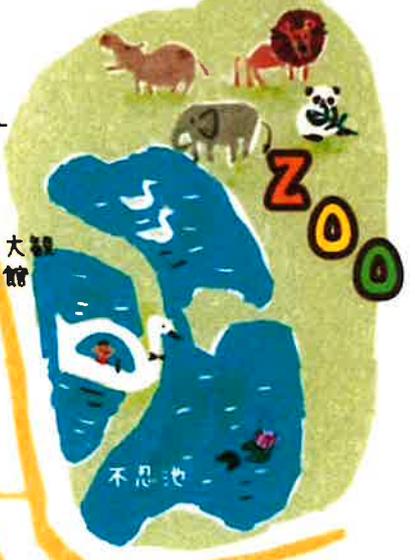
散歩道マップ

いろんな植物や
生きものたちに
出会えるよ!



▲上野動物園

上野動物園



▼不忍池

東京大学 農学部

竹久豊二美術館

安田講堂

見あげるようなイチョウ並木!

樹齢100年 大きなクスノキ!

ザリガニが釣れる三四郎池!

三谷泰三ダンススクール

東京大学 附属病院

横山 大観 記念館

信託手塚保育園

旧岩崎邸

本富士署 消防署

切通公園

湯島天神



▼東京大学構内



金魚坂



◀旧岩崎邸庭園

日本サッカー
ミュージアム

旧ゆしな公園



上野広小路

社会福祉法人あしたばの会

たんぽぽ保育園（本園）

東京都文京区本郷 7-3-1

TEL 03-3812-4091 / FAX 03-3812-6496

一時預かり保育（ばんび）

TEL 03-3812-6020

しんはな分園（第3分園）

東京都文京区湯島 2-31-1 三友ビル1階、2階

TEL 03-6240-0569 / FAX 03-6240-0504

